

令和 2 年

社会文教常任委員会会議録

令和 2 年 12 月 16 日

田上町議会

令和 2 年 第 8 回 定 例 会
社会文教常任委員会会議録

- 1 場 所 大会議室
- 2 開 会 令和 2 年 1 2 月 1 6 日 午前 8 時 5 8 分
- 3 出席委員
- | | | | |
|-----|-----------|-------|-----------|
| 1 番 | 小野澤 健 一 君 | 7 番 | 今 井 幸 代 君 |
| 2 番 | 品 田 政 敏 君 | 9 番 | 熊 倉 正 治 君 |
| 6 番 | 中 野 和 美 君 | 1 3 番 | 高 橋 秀 昌 君 |
- 4 欠席委員
な し
- 5 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- | | | | |
|---------|---------|---------------|---------|
| 町 長 | 佐 野 恒 雄 | 保健福祉課長 | 渡 邊 賢 |
| 副 町 長 | 吉 澤 深 雪 | 教育委員会
事務局長 | 小 林 亨 |
| 教 育 長 | 安 中 長 市 | 地域整備課長 | 時 田 雅 之 |
| 町 民 課 長 | 田 中 國 明 | | |
- 6 職務のため出席した者の氏名
- | | |
|--------|---------|
| 議会事務局長 | 渡 辺 明 |
| 書 記 | 中 野 祥 子 |
- 7 傍聴人
三條新聞社
- 8 本日の会議に付した事件
- 議案第 5 7 号 田上町国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第 5 9 号 令和 2 年度田上町一般会計補正予算（第 1 0 号）議定について中
第 1 表 歳出の内
- | | |
|-------|--------------|
| 2 款 | 総務費（2 項、3 項） |
| 3 款 | 民生費 |
| 4 款 | 衛生費 |
| 1 0 款 | 教育費 |
- 議案第 6 1 号 同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）議定につ
いて

- 議案第62号 同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）議定について
- 議案第63号 同年度田上町訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）議定について
- 議案第64号 同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第2号）議定について
- 請願第2号 老齢基礎年金等の抜本的な改善を求める請願

午前8時58分 開 会

社会文教常任委員長（今井幸代君） それでは、皆さん、おはようございます。定刻2分前でございますが、皆さんおそろいでありますので、開会をしたいというふうに思います。

今期一番の寒気ということで大変冷え込みが厳しくなっておりますし、あわせて県内の新型コロナウイルスの感染状況も拡大しつつあるということで、皆様方におかれましても十分日常の感染予防対策を徹底をしていただきながら、体調管理をより一層ご留意いただきたいなというふうに思います。

それでは、町長からのご挨拶お願いいたします。

町長（佐野恒雄君） それでは、改めましておはようございます。

クリスマス寒波というのですけれども、今年は昨年比べてかなり早くから昨日の積雪、そして今日の冷え込みと、昨年と大分様子が違うのであります。昨年は全く雪がなかったわけでありまして、何か気持ちの悪さというのでしょうか、嫌な予感がしてしょうがないのですけれども、予報も今年はラニーニャ現象というのですか、とかいって相当厳しい冬になるというふうな予想もあります。山手のほうはもうそれこそ一晩で1メートルというふうな積雪もあるようですけれども、当町においては昨日は除雪の出動はなかったのでありますが、そこそこの雪は、これはもちろん雪国ですからあれですけれども、何とか大雪にならないで済んでくれればなということをお願いしております。

今日は社会文教常任委員会ということで6件の付託案件が出ております。よろしくひとつご審議のほどお願い申し上げまして、簡単ですけれども、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

社会文教常任委員長（今井幸代君） 町長、ありがとうございました。

それでは、本委員会に付託されました案件は、議案第57号 田上町国民健康保険税条例の一部改正について、議案第59号 令和2年度田上町一般会計補正予算（第10号）議定について中、第1表、歳出のうち、2款総務費（2項、3項）、3款民生費、4款衛生費、10款教育費、議案第61号 同年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）議定について、議案第62号 同年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）議定について、議案第63号 同年度田上町訪問看護事業特別

会計補正予算（第2号）議定について、議案第64号 同年度田上町介護保険特別会計補正予算（第2号）議定について、そして請願第2号 老齡基礎年金等の抜本的な改善を求める請願についてでございます。

それでは、早速これより議事に入りますが、皆さんのお手元に資料を事前に配付をさせていただいておりますので、資料の確認だけ先をお願いしたいというふうに思います。社会文教常任委員会、保健福祉課資料ナンバー1、クリップ止めで3枚になっておりますし、教育委員会から1枚、そして最後に報告事項が地域整備課からあるということで、地域整備課からのホチキス止めの資料が1部というふうに、2枚のものが1つとなっております。皆さん、お手元に配付されていますか。大丈夫ですか。ありがとうございます。

それでは、早速議事に入ります。三條新聞社より傍聴の申出が出ておりますので、これを許可してございます。

それでは、議案第57号 田上町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

執行の説明を求めます。

町民課長（田中國明君） おはようございます。それでは、議案第57号 田上町国民健康保険税条例の一部改正について説明をさせていただきますので、議案書の6ページをお開きいただきたいと思っております。

まず、今回の国民健康保険税条例の一部改正についての背景でございますけれども、平成30年度の税制改正におきまして、個人所得課税の見直しが行われているところでございまして、これにつきましては、田上町税条例等も既に改正済みという状況でございます。それで、その内容といたしましては、働き方の多様化を踏まえ、特定の働き方だけでなく様々な形で働く人を応援し、働き方改革を後押しするというような観点から、給与所得控除及び公的年金等控除の制度の見直しが図られたということでございまして、その具体的な内容としましては、基礎控除に振り替えるというような様々な改正がありまして、給与所得控除、公的年金等控除を10万円引き下げまして、基礎控除額を10万円引き上げる改正でございまして、従来の住民税の基礎控除額でいきますと33万円のが43万円に、所得税でいきますと38万円が48万円に引き上げられるという改正でございまして、その法の施行が令和3年1月1日からということになっているところでございまして、それで、その影響を受ける形で国民健康保険税の減額の対象となる所得判定基準につきましても基礎控除額相当分の引上げ、いわゆる10万円の引上げを行うということでありまして、これについ

ては国保の被保険者である皆様方の負担水準に関しまして、意図せざる影響や不利益が生じないようにする必要があるのでございまして、10万円引き上がったことで軽減措置に該当しにくくなることから、軽減判定基準を見直すということでございますので、よろしく申し上げます。

それでは、1ページおはぐりいただきまして、議案書の資料ナンバー1と、それから別で皆様のお手元のほうにあります議案第57号参考資料、A4の両面の横のもの、この資料を脇に置いていただきながら、説明のほうをお聞きいただきたいと思っております。それで、今回改正しますところは、資料ナンバー1のほうですけれども、第13条の国民健康保険税の減額という部分でございまして、そのまですぐ右側の旧のほうを見ていただきたいと思っておりますが、(1)、中段から下のところですが、法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円ということで、今はここ7割軽減の方の部分を指しているところですが、33万円ということで、それで57号の参考資料のほうを見ていただきますと、真ん中から下のところに黒い線で囲ってありまして、現行7割軽減基準額、基礎控除額33万円ということになっているかと思っております。それを今回資料ナンバー1のほうを見ていただきますと、43万円という形で金額が10万円上がっているということでございまして、

それで、そこから、ここが今回新たに付け加わった部分になりますけれども、43万円以下の括弧書きの部分、納税義務者並びにその他の世帯にと云々、ずっと資料ナンバー2の前段にわたって続いておりますけれども、これが参考資料のほうの改正後というところを見ていただきますと、7割軽減基準額、基礎控除額43万円。それからその下に行きましてプラス10万円掛ける給与所得者数の数マイナス1というような状況になっております。この43万円以下の括弧の部分につきましては、このプラス10万円以下のことを文言でうたうと、このような形になるという改正でございまして、そのような形で見ただけであればと思っております。

それで、議案書の資料ナンバー1を1枚はぐっていただきまして、資料ナンバー2のほうの下から3行目のところに(2)というものがございまして、そこに同じくまた33万円というものが43万円に変わったという部分でございまして、ここは今度国保の5割軽減の方の部分を指しております。5割軽減の方の分につきましても同じく43万円プラス、今度は28万5,000円、そこに被保険者数の数を掛けた後にプラス10万円掛ける給与所得者数の数マイナス1というようなことが付け加わってきているということでもあります。

それで、議案書の資料ナンバー3の(3)というものがずっと下のほうの下から5

行目のところにあるかと思えますけれども、(3)、ここは今度2割軽減の方のことを指しておりました、改正後のほうでいいますと、基礎控除額43万円プラス52万円掛ける被保険者数プラス10万円掛ける給与所得者数の数マイナス1というようなことで記載がされております。

それで、これだけ言っていますと、なかなかイメージもつかみづらいということでございますので、議案第57号の参考資料の裏面を御覧いただきたいと思えます。具体的に説明をさせていただきます。今ほど申し上げましたものが前段の黒ポチ2つの状況になっています。国民健康保険税では、低所得者の負担を軽減するため、世帯主及び世帯の被保険者の総所得金額が一定額以下の場合に保険税のうち世帯ごとに係る平等割、被保険者ごとに係る均等割について軽減する措置を講じておりますというのが、今ほど説明させていただいた国民健康保険税の減額という部分でございます。

それで、総所得金額とは何を指すかということでもありますけれども、給与、年金所得世帯の場合、給与収入から給与所得控除を引いたもの、年金収入から公的年金等控除を引いたものの合計額をいいますということでもあります。

それで、その下に以下計算例ということで記載をさせていただいております。この方は、2割軽減を受けている方を例に出して私のほうで作らせていただいた資料になりますけれども、Aさん、世帯主、67歳で年金収入が200万円、Bさん、奥さんで63歳、給与収入が120万円ということで、まず令和2年度、今の年度の場合、Aさんの所得が200万円ですから、年齢が67歳ということで、公的年金等控除額が120万円あります。そうしますと、所得としては80万円あるということです。それから、Bさんの所得120万円から最低給与所得控除額であります65万円を引いて55万円が所得金額になるということでありまして、この世帯の総所得金額としましては、Aさんの80万円とBさんの55万円で135万円になるということでありまして、それで2割軽減の基準額が現行ですと33万円、プラス1人当たり52万円掛ける2人分ということで137万円ということで、①と②を比較したときに2割軽減基準額が137万円ですので、ここの世帯の総所得金額135万円ということで、2割軽減の対象となっているというのが現状であります。

それで、その下、令和3年度の国民健康保険税条例改正前ということで、今回の条例改正をしなかったときどうなるかというのがそこにあります。そうしますと、今回200万円から公的年金等控除額が10万円引き下げられますので、110万円を引くことになる。そうすると、Aさんの所得は90万円になります。それから、Bさん

の所得は120万円から給与所得控除額、最低55万円引きますから、それを引きますと65万円の所得金額ということになります。そうしますと、世帯の総所得金額としましては90万円プラス65万円で155万円ということになりまして、20万円所得としては上がるということになります。これは収入が変わらないのに所得が上がるというような形になります。それで、2割軽減の今までの判定の基準額でいいますと、33万円プラス52万円掛ける2人分ですので、これ137万円、変わりございません。そうすると、アンダーラインのところになりますが、令和2年度と同じ収入にもかかわらず、③と④を比較しますと③のほうが所得のほうが大きくなるということで、2割軽減の対象になってこないということでもあります。それで、一定の給与所得者や年金収入者が2人以上いる世帯につきましては、個人所得税の今回の見直し後において、国民健康保険税の軽減措置に該当しにくくなるということから、その影響を遮断すると、国のほうはそういうふうな言い方していますのであれですけれども、次のとおりに軽減判定基準を見直すものだというのが、一番最後のところになりますけれども、今回の条例改正案です。先ほど言いました計算式に基づいて計算しますと、2割軽減の基準額が結局20万円引き上がることになりまして、157万円になるということでもあります。そうしますと、③のAさん、Bさんの世帯の所得で見ますと155万円で、2割軽減の判定の基準額が157万円に20万円こちらも引き上がりますので、2割軽減のここに対象としていきますよということで、結果、今回の個人所得課税の見直しによる影響を受けなくするという条例改正をさせていただきたいということでもあります。

それで、なおこの施行の関係ですけれども、この条例自体は附則になりますが、令和3年1月1日から施行はされるものでありますけれども、改正後の国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用しまして、令和2年度分までの国民健康保険税については、今までの例によって算定をさせていただくということでもありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、私のほうの説明を終わらせていただきます。

社会文教常任委員長（今井幸代君） 説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願ひます。

1 番（小野澤健一君） 説明ありがとうございました。

確認なのですけれども、今回の税制改正でこういう形で改正をして、その影響を遮断するということは全く影響はないということで理解していいですか、これがま

ず1つ。

それから、この対象となっている人たち、2割減、5割減、7割減、これもし人数が分かればお聞かせいただきたいなというふうに思います。

町民課長（田中國明君） 今ほどの1点目の質問でございますけれども、今まで軽減を受けられている方につきましては全く影響がないという状況であります。ただ、高額所得者、具体的に言いますと、収入で850万円以上の方につきましては多少増える可能性がございます。ただ、軽減を受けられている方については全く影響はありません。

2割軽減、5割軽減、7割軽減の数ですけれども、今のところ手持ちの資料がありませんので、すみません、お願いしたいと思います。

1番（小野澤健一君） では、そういうことで、この計算式見てよく分からないなと思うのですけれども、今言われたように全く影響がないということで本当いいですよ。例えば1人だけ今まで7割軽減だったのが、いや、それにならないとかということはないということで、分かりました。

私は以上です。

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） 課長が先ほど説明された中で、そもそも国の問題ではあるのですけれども、基礎控除を改定後には2,400万円以下の方はこれまで38万円から48万円で基礎控除を引上げをした。その一方で、所得控除の額を引下げをするという、このことの意味というのがどうしても幾ら法律を読んでも理解ができないのだけれども、そのことによる、そもそもその考え方は何なのかということ。もう一つはそのことによる影響額はどんなふうな田上町の中で税収上の影響が出るのか、このまず2点について説明をお願いします。

町民課長（田中國明君） 先ほど一番最初に説明をさせていただきましたが、今回の税制改正における個人所得課税の見直しにつきましては、働き方改革の多様化を踏まえて、特定の働き方だけでなく、様々な形で働く人を応援するための働き方改革を後押しする観点からというようなことで国は申しておりますので、そのようなことなのだろうというふうに思っているところであります。

それで、税収の関係ですけれども、どれだけ影響するかというのは私どものほうで算定をしておらないのですが、今ほど言われました高額納税者、その方々については多少の税負担が増えるのであろうと、それは当然所得控除額が減るわけですから、実際にどれくらい増えるかというのは今のところはっきり申し上げられませんが、多少高額納税者につきましては、税負担が増えるような形になるであろうと

というようなことで考えているところであります。

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） これは令和3年度からの実施になるということを知っているのですが、だとすると令和3年度の本算定の際には明確に出ると思いますので、ぜひ前年度と新年度での一覧で分かるような数字を用意してもらいたいのですが、いかがですか。

町民課長（田中國明君） その部分につきましては、所得の状況、収入の状況というのは毎年変わる部分もございますので、なかなか難しい部分ではあるかなとは思いますが、数でいいますと、決して田上町は多くないのかなというふうなことで感じているところでありますので、総体に及ぼす影響というものはあまり多くないだろうというふうなことで想定しています。

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） 私が今言ったのは、来年度の7月算定になれば明確に分かるわけなので、前年度比で出してもらえないかということを行っているのですが、それはできるよね。

町民課長（田中國明君） 単純に比較するのはできるかと思いますが、可能な限り検討をさせていただければと思います。

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） お願いします。

それで、もう一つですが、7ページのところで国民健康保険税条例の一部を改正する条例、私ここを久しぶりに真面目に読んでみました。そうしたら、全く理解できない。理解するのが極めて困難。大体書くときには必ず括弧書きがありますので、そこを飛ばして読むようにしてきたのですが、それでも極めて分かりにくいというのが率直な感想でした。これは、私の国語能力のなさだけに求めるわけにはいかないのではないかと。つまり田上町の税条例という、基本的には誰が見ても分かる条例であるべきだということを前提にすると、驚くことに段落が1個しかない。これは今の国語ということになれば、五、六行したら段落をつける、そうすることによって読む人が、より読みやすい、理解しやすい、それからもう一つは何が分からないかが分かりやすい、そういう条例につくり直す必要があるのではないかとこのことを極めて強く感じました。この点では、もちろん町民課長一存でできることではないと思いますが、行政として全体の条例を見直して、文ができるだけ分かりやすいような文にする、そういうことに努めることがどうしても必要だと思います。

ただ、かつて紙による条例のときですが、高さが何と20センチぐらいまであるような膨大な量ですので、そんな1年や2年で改定できる中身ではないと思うのです。これは町長が各課に指示をして分かりやすい条例に変えていく、まず条例文そのもの

のを変えるのではなくて、段落を作るなりして分かりやすく表記するということから始めて、将来的には分かりやすい条例に変えていくことが必要ではないかというふうに感じますが、いかがでしょうか。

町民課長（田中國明君） ご指摘はごもっともかとも正直思っておるところであります。私どもも実際に税条例ですとか、様々なこういったものについては非常に分かりづらいということは確かであるかと思しますので、できるだけ今高橋委員が言われるようなものに努めていきたいというふうに考えております。

その反面、税条例であったり、こういう国民健康保険税条例といいますのは、国のほうの準則というものもまた出てきているのも事実であります。ですので、できるだけ町独自で作成する条例については、今ほど高橋委員が言われたような方向でしっかりやっていく必要があるのだらうと思いますが、一部そういう国の大本の法律から来ている、そういうものについては、このような改正あるいは分かりづらさという部分は若干どうしても残るのかなというふうなことでも感じておりますので、その辺はまたご理解をいただければと考えているところであります。

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） 今の課長のおっしゃったことについて、ああ、そうだろうなと受け止めています。しかし、準則というのも段落を変えることによって、より分かりやすくなるというのがありますよね。例えばここでいうと、多分これ準則に基づいて書いたのだということだと思のですが、括弧の部分があるわけでしょう。これは、どうしても本文に対して括弧書きの中身を、そうでないものもこうだよということを意味する括弧だと思のですが、この部分を段落を変えていくことによって文章が読みやすくなる。つまり文章の内容は変えていないのだけれども、段落をつけることによって、あっ、そういうことを言っているのかと。では、そういうことを言っているこの中身は何だという疑問が付きましますよね。そこは当局に聞けば分かると、そういう改定の仕方ということを私は提言したわけです。全部誰が読んでも分かる文章を作ることは本来の姿ですが、どうしても言われるように国の準則に基づいてつくらなければ駄目だというときでも、だらだらと書くのではなくて、改行することによって、より分かりやすくするという、そういう手法を提起しましたので、検討をお願いしたいと思えます。

社会文教常任委員長（今井幸代君） 特に答弁……

（答弁してくださいの声あり）

町民課長（田中國明君） また、それでは今ほどの言われた部分につきまして、法制執務のほうは総務課担当しておりますので、一緒になって検討できればと思っております。

ます。

社会文教常任委員長（今井幸代君） ほかにご質疑のある方。

ないようですので、議案第57号については質疑を終了したいというふうに思います。

次に、議案第59号を議題といたします。

執行の説明を求めます。

町民課長（田中國明君） それでは、議案書の20ページをお願いしたいと思います。議案第59号 令和2年度田上町一般会計補正予算（第10号）であります。

議案書の20ページの中ほど、2款2項1目税務総務費の関係になりますけれども、今回29万4,000円の増額をお願いする内容であります。説明欄のほうをお願いしたいと思いますけれども、増額する部分につきましては職員共済費の関係でございます。これにつきましては、共済組合負担金率の改定、それから標準報酬月額等の改定によりまして今回増額をお願いするものでありまして、ここにつきましては、一般職員7名分の共済費の増額をお願いするというところでございます。

続きまして、2款3項1目戸籍住民基本台帳費の関係になります。217万円の増額をお願いするものであります。ここにつきましてはですけども、まず1点目としまして、今町民課で育休中の職員が1名おりました。その育休中の職員につきましては、6月の定例会のときに全額を人件費落とさせていただいたということ覚えていらっしゃるかもしれませんが、そのような補正をさせていただいておったところであります。ところが、その育休中の職員が体調を崩してしまったということで、10月1日から病気休職という扱いに変更になってございます。そのため病気休職ということになりますと、町から給料の8割分を支給する必要があることから、今回その職員の人件費相当分をここで補正の増額をさせていただいているということで、説明欄のほうで給料147万8,000円。それから1ページはぐっていただきまして、るる職員手当分の増減調整をさせていただいたということであります。それと、あと共済費46万3,000円は先ほどの税務総務費と同じ内容で、ここは職員8名分のものを増額をお願いしているということであります。

それから、21ページの委託料、電算業務委託料8万5,000円の関係でございますけれども、ここにつきましては税制改正によります国民年金システムのシステム改修委託料が必要になったということで、改修内容としましては免除判定基準の履歴の管理ですとか、そういったような対応をしなければならないということで、今回8万5,000円の増額をお願いしているものでありますし、22節償還金利子及び割引料

11万8,000円につきましては、令和元年度の年金生活者支援給付金事務費ということで、これは年金の少ない人に5,000円追加して払うための事務的な部分の経費を支援していただいていたのですけれども、それが想定よりも申請件数が少なかったということで、実績による返還をさせていただきたいということで、増額をそれぞれお願いしているものでありますので、よろしく申し上げます。

私の説明は以上で終わります。

保健福祉課長（渡邊 賢君） おはようございます。それでは、3款の説明をさせていただきます。

議案書の22ページを御覧ください。3款民生費、1項1目社会福祉総務費でございます。83万6,000円の減額をお願いするものでございます。説明欄を御覧ください。社会福祉総務事業ということで、国民健康保険特別会計繰出金83万6,000円の減ということでございますが、これにつきましては国民健康保険特別会計で説明がございしますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、2目老人福祉費でございます。21万7,000円の増額をお願いするものでございます。説明欄でございますが、老人福祉事業ということで介護保険特別会計繰出金60万9,000円の増、これは介護保険特別会計で説明を申し上げます。続いて、後期高齢者医療特別会計繰出金39万2,000円の減ということでございます。これは、後期高齢者医療特別会計で説明がございしますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、その下、3目でございます。障害者福祉費でございますけれども、1,200万円の増額をお願いするものでございます。説明欄でございますが、19節扶助費でございます。障害介護給付費ということで1,200万円の増でございますが、これはサービスの利用の見込みの増ということでございます。ここで保健福祉課資料をお出しいたしましたけれども、資料ナンバー1を御覧ください。お出しいただきたいと思えます。保健福祉課資料の1ということで、一番上、①、3款扶助費ということでございます。この1,200万円ということで、この増要因といたしましては資料の説明欄にございますグループホーム1人増、生活介護2人増、自立訓練1人増、あと就労継続支援A型1人増ということで1,000万円の増額をお願いするものでございしますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、1ページをお開きいただきまして、23ページを御覧ください。5目老人福祉施設費でございます。10万円の増額をお願いするものでございます。説明欄でございますけれども、老人福祉センター管理その他事業の修繕料ということで、10万円をお願いするものでございます。今後冬場に向かいまして細かい修繕という

ものが見込まれますので、10万円を増額をお願いしたいというものでございます。

私からの説明は以上でございます。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 改めておはようございます。それでは、23ページの民生費の2項児童福祉費のほうから入りたいと思いますので、お願いいたします。

1目児童福祉総務費のほうで171万1,000円の減額をお願いするものです。内容については、説明欄のほうをお願いしたいと思います。児童福祉総務事業のほうでお願いするものですが、2節給料から4節共済費までの補正となっておりますが、こちらのほうは育児休暇を取得していた職員1名が6月から復帰する予定でありましたが、育児休暇の延長申請によりまして12月復帰に伸びたことによりまして不用額を整理するもの、それと先ほど来説明がありましたような共済費の関係でありますと、標準報酬月額、それから掛金率の関係で負担が増になりますが、その辺の増減整理を今回行わせていただいたものでございます。

2目児童運営費413万4,000円の追加をお願いするものでありますが、内容については説明欄のほうでお願いしたいと思います。幼稚園運営事業、12節委託料、こちらのほうで241万円の追加をお願いするものですが、こちらにつきましては広域入所委託料ということで、当初広域入所を9人を見込み、予算計上しておったところがありますが、予算計上後3人が転入し、引き続き転入前の園に入園を継続するため増となったもの、それから転出により1名減になったことによりまして、現在の11名となっております。今日お配りしました資料のほうの教育委員会資料ということで、12節委託料ということで①ということであるかと思いますが、そちらにありますように当初予算で9人分計上していたものを現在11名でありますので、3月までにその不足が見込まれることから、今回241万円の追加をお願いしたいものであります。

続きまして、幼稚園運営その他事業ということで、22節償還金利子及び割引料ということで172万4,000円の追加をお願いするものです。こちらにつきましては、また資料のほうを御覧いただきたいと思うのですが、令和元年度の事業、補助金のほうを受入れをしておりましたが、実績報告により事業費が確定しまして、それに伴う返還額が生じたということで、1つ目が子ども・子育て支援交付金国庫補助金の返還金、こちらのほうが74万5,000円。こちらにつきましては、要因といたしましては、児童クラブ利用者数の減という部分と乳児訪問回数の減、こちらが50件から35件と減っている部分、それから一時預かり利用者の減ということで180日の見込みを立てておったものが、83日の実績であったということから74万5,000円の返還をするものであります。続いて、子ども・子育て支援交付金県費補助金の返還金、

こちらにつきましても74万5,000円。要因といたしましては、今ほど国費で説明したとおりとなっております。もう一点が、子育てのための施設等利用給付交付金国庫交付金返還金ということで15万6,000円をお願いするものですが、こちらにつきましては、幼稚園における預かり保育日数が減となったことから返還を生ずるものでございます。引き続いて、同じく県費交付金返還金……失礼しました。資料のほう国庫が2段書きになっておりましたが、⑤番のほうは県費ということで訂正のほうをお願いしたいと思います。申し訳ございません。こちらのほうが7万8,000円の返還金となりますので、その合計が172万4,000円となるものであります。

3款の説明は以上で終わります。ここで説明員のほうを替わります。

保健福祉課長（渡邊 賢君） それでは、4款の説明をいたします。同じく24ページでございます。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費でございます。800万5,000円を増額をお願いしたいというものでございます。説明欄を御覧ください。保健衛生総務事業ということで共済費、共済組合負担金ということで11万7,000円の増ということになってございます。これは先ほど来お話ありますけれども、職員の共済組合負担金率の改定と標準報酬月額等級の改定に伴いまして、増額をお願いするものでございます。7名分の共済費ということになってございます。

続きまして、その下のその他事業でございます。国民健康保険特別会計繰出金788万8,000円でございますが、これにつきましては国民健康保険特別会計で説明がございしますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、2目予防費でございます。16万3,000円を増額をお願いするものでございます。説明欄でございますけれども、健康増進事業ということで、健康増進事業費補助金返還金の16万3,000円でございます。これにつきましては、先ほど保健福祉課の資料のナンバー1ということで②という部分、下にございます4款衛生費ということでございます。この返還につきましては、肝炎検診受診者の減ということで、76人の減ということで返還を生じることでございますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、6目新型コロナウイルス対策費でございます。321万3,000円を増額をお願いするものでございます。説明欄でございますが、高齢者等PCR検査助成事業でございます。これにつきましては11月19日の全員協議会で説明を申し上げましたけれども、無症状の65歳以上の高齢者、あと基礎疾患を有する方に対して唾液でのPCR検査費用を助成するというものでございます。1回検査2,000円の自己負担はございますけれども、全部で250人分を助成するというものでございます。

保健福祉課の資料のナンバー2ということで御覧いただきたいと思います。私も保健福祉課の資料のナンバー2ということでございます。これ高齢者等PCR検査助成事業と県央地域外来・検査センターの整理ということでさせていただきました。まず、見て分かるという資料ということで言われておりますけれども、見て分かるかと思いますが、一応説明だけさっとさせていただきます。まず、上が任意の検査。任意の検査というのは高齢者のPCR検査のことです。下が行政検査、これは県央の地域にできました外来・検査センターというものを指しているわけですが、まず発熱、せき、喉の痛みとか、有症状がある方、あるかないかで分かれていきます。高齢者のPCR検査は上のほうでございますが、全くこういうものがない、無症状の方については65歳以上、または基礎疾患があるという方であれば高齢者のPCR検査事業の対象ということになりますし、これがないと65歳以上ではない、また基礎疾患がないということであれば、高齢者のPCR検査事業の対象ではないということになります。

下の行政検査でございますけれども、要は症状があるという方です。症状があるということであれば、かかりつけ医等受診できる医療機関はまずありますかと、かかりつけ医があるということであれば、そのかかりつけ医に電話いたしまして、右側に行きますけれども、PCR検査を実施可能であれば、かかりつけ医等でPCR検査を行うと。PCR検査ができないというところにつきましては、県央地域外来・検査センターを紹介するというところでございます。かかりつけ医がないという方も当然いらっしゃいますので、そういう方は県の新型コロナ受診・相談センター、または三条保健所へ電話連絡をしていただくと。そこでお話をした中で、受診が必要ということで判断された方につきましては、かかりつけ医等で紹介されたところで診察を受けていただくということになります。そこでPCR検査ができるということであればPCR検査をしますし、それが不可であれば、この12月にできました県央地域の外来・検査センターというところで検査を受けるというような流れになっております。

県央地域外来・検査センターというものにつきましては、今まで11月末まで、場所は非公表になっておりますので申し上げますけれども、燕市にありましたPCR検査センターで検査を行ってございましたけれども、この12月から県央の三条市内、これ公表されておられませんので、非公表になっておりますので場所は言いませんけれども、そこに設置をされました。この県央地域外来・検査センターでは、かかりつけ医等でPCR検査を実施できない場合、医師の紹介により検査、診察、処方

実施ということで、新型コロナウイルスのほかインフルエンザにも対応ということになってございます。開設は、12月7日から3月31日、開設時間としては月から金、13時半から15時半、内容としてはドライブスルー方式によるオンライン診療と、対象患者ということではここに出ているとおりということでございます。場所は三条市内。開設理由ということでありまして、11月末まで設置していましたがPCR検査、燕市内でございますけれども、検査や投薬ができなかった、検体採取だけだったのです。この冬に向かいますと、インフルエンザも同時流行ということもありますし、また降雪期に当たりまして、今までの燕市にあったところは分広いところでありまして、除雪をするという部分が支障が出るということでありまして、そういう問題もありましたので、現在の三条市内の場所に移転を行ったという内容でございますので、よろしくお願いをいたします。

では、私、保健福祉課のほうからの説明は以上でございます。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 続きまして、議案書の27ページのほうをお願いしたいと思います。10款教育費になります。1項教育総務費、2目事務局費で8万5,000円の追加をお願いするものです。内容のほうは、説明欄のほうでございますように事務局費、職員の共済費の関係であります。8万5,000円。理由といたしましては、先ほど来説明しましたように標準報酬月額改定、それから負担金率の改定に伴う増となっております。こちらのほうは特別職1名、一般職5人分の6名分の数字となっております。

続いて、4項社会教育費、1目社会教育総務費5万円の追加をお願いするものです。内容については、説明欄のほうであります。これも同じく共済費ということで共済組合負担金関係でございます。こちらのほうは、職員2名分となっております。

続いて、28ページのほうで5項保健体育費、4目学校給食施設費のほうで2万7,000円の追加をお願いするものです。内容については、説明欄のほうにありますように職員の共済費ということで、先ほど来説明がありますような共済費関係の変更で、こちら職員4名分となっております。

10款の説明は以上です。歳出の説明は以上で終わりになります。

社会文教常任委員長（今井幸代君） 説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

6番（中野和美君） 1つ教えていただきたいのですが、県央地域外来・検査センター、

場所は非公表ということで、これは一応風評や患者のほうの観点から非公表ということでもよろしいですか。

保健福祉課長（渡邊 賢君） 中野委員おっしゃるとおり、そのとおりでございます。

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） まず、今のに関連して、場所は非公開というお話ですが、田上町が65歳以上あるいは基礎疾患がある方については2,000円の自己負担で検査が受けられるという人は、非公開ということはどういうことなのか。直接電話をして、非公開のところから住所を聞いて、行けということなのか。これは言わば燕市からそこに移ったということだから、恐らく同じ施設だと思うのですが、この点ではどういう対処をしようとしているのですか。

保健福祉課長（渡邊 賢君） 田上町が実施しようとしている高齢者のPCR検査事業というのは、県央地域外来・検査センターとは全く別物です。田上町が実施しようとしているのは、11月19日に説明いたしましたけれども、県央研究所に委託をして行いたいということでございます。ですので、申請、当然チラシ等もこれから作ったりいたしますが、県央研究所ということで出させていただきます。

（違うんだねの声あり）

保健福祉課長（渡邊 賢君） 違います、違います。全くかかり方がもう違うという、まず出だしが違うところからでございますので、よろしくお願ひします。

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） 私のほうの理解が足りなかったのだけれども、県央研究所と、ここでいう非公開の場所というのは施設が全く違う場所なのだよというふうな理解でいいですか。

保健福祉課長（渡邊 賢君） そのとおりです。全く違います。

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） 私の理解が不足してしまして、ありがとうございます。

次に伺います。先ほど今資料ナンバー1と言いましたけれども、保健福祉課の資料ナン……違うな、どこだろう。極端に少ない……ごめんなさい。飛んで悪いけれども、教育委員会のほうです。ごめんなさい。子ども・子育て支援交付金の非常に大きな返還が生じているのだけれども、児童クラブの数が90人を見込んだのが30人近く減る。50人の乳児訪問回数も大幅に減る。一時預かりについても180日から100日近いのが減っていくという、これ次から次へと減っている。見込みより多く減っているということに注目したのです。これは、そもそも過大な評価をして申請したことなのか、それとも新型コロナウイルス関係で実態としてこういうふうに大幅に縮小、希望数そのものが減ったのか、その辺の原因、要因を明らかにしていただけま

せんか。

教育委員会事務局長（小林 亨君） こちらの関係につきましては、当初の申請時に見込んでいた数字というのがある程度過大に見込んでいた部分もございます。その理由といたしましては、こちらの事業の追加交付というものが無いものでありまして、ぎりぎりで見込んでいて、実際に利用が多かったという形になりますと、その分の交付が受けられなくなるということで、若干多めに申請をいたしまして、実績を基に返還をしていくというやり方を取らせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） では、これは新型コロナウイルスとかそういうのに関係なく、途中での追加交付が全くないということから、最初から申請を多めに出したと。実績的には特に減ったわけではないという理解でいいですか。実績的には例年とさほど変わっていないのだよという理解の仕方よろしいでしょうか。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 児童クラブの関係は、日々利用者数の増減がありまして、新型コロナウイルスによる影響が出たのが3月以降だったと思いますので、大きな要因とはなっていないと考えます。

乳児訪問回数の減に関しましては、こちらは出生数の減に伴うものでありますし、一時預かりの利用者の関係につきましては、こちらでも毎年利用者数増減ございまして、たまたま令和元年度はこういう数字であったという形となっております。

社会文教常任委員長（今井幸代君） 関連していいですか。

乳児訪問回数の件数が令和元年度の実績確定に伴う、これ返還金だと思うのですがけれども、35件ということで、令和元年度の出生数と今年度の出生数の見込み等がもし分かれば、保健福祉課になるのか分かりませんが、少し見込みが分かれば教えていただきたいのですが。

保健福祉課長（渡邊 賢君） すみません。細かい数字まで申し上げられませんが、頭の中にあるのだけで、申し訳ありません。令和元年度が四十数名だったと思います、出生ですね。今、令和2年度になりますと40人弱、40人ぐらいが出生予定ということで今のところ考えております。

社会文教常任委員長（今井幸代君） ありがとうございます。すみません、細かいものを聞いてしまいました。

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） 見つけました、すみません。保健福祉課の資料ナンバー1の4款衛生費の返還金のことでも伺いたいのですが、言わば受診者の大幅な減がここで発生しているのですけれども、予防医療というのは極めて大きな役

割を果たすわけですが、半分近く見込みより少ないというのは異常に感じたのですが、この点も教育委員会と同じように過大に出しておかないと、なかなか出てこないかなということでこういう形になるのでしょうか。

保健福祉課長（渡邊 賢君） おっしゃるとおりでして、多く見込んでいたという部分です。実績につきましては、ほぼ例年どおりの実績、要は受診人数ということになっておりますので、よろしく願いいたします。

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） 大きく見込むことを否定はしませんけれども、この実績を上げていくという点では努力を重ねていく必要があると思うのです。なかなかホームページとかチラシだけでは増えてこないというのが現状だと思うのですが、いち早くつかんで事前に検査をするということが発見できれば、医療費も結果として抑えられる、それから住民の命と健康を守ることになるわけですから、この点では人員を割いてでも予防の部分で強化していくという、こういう点は保健福祉課の使命としても努力してもらいたいということを求めていると思います。

保健福祉課長（渡邊 賢君） 高橋委員おっしゃるとおり、保健福祉課はそういう予防という部分というのは使命だというふうに考えておりますので、今後努力をさせていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

2番（品田政敏君） 1月からPCRの検査250人を見込んでいるということなのですが、これは例えば増えてきた場合、途中でもう完全に打切りということになるわけでしょうか、その辺の。

保健福祉課長（渡邊 賢君） 高齢者のPCR検査、なるべく議決後早く始めたいとは思っております。それで、250人見込んでおりますが、国の補助金ももう額も決まっております、変更もできないという状況がございます。そういう意味で、今のところ250人を見ていて補正は行わないという考え方です。今のところそういう考え方でいます。

（当初増やせたら増やすって言わなかった。言ったよね。
言っていないの声あり）

保健福祉課長（渡邊 賢君） 増えたら補正するということは言っておりません。
（言っていないの声あり）

保健福祉課長（渡邊 賢君） はい。
（そういうふうに聞こえた。増やせたら増やすっての声あり）

社会文教常任委員長（今井幸代君） 予算執行終わったら、これで終わりということで

すよね。考え方としては、今現状はそういう考え方ということです。

2番（品田政敏君） 福祉課の資料ナンバー1で、グループホームというのは具体的にどこを指しているのでしょうか、分かりますか。

社会文教常任委員長（今井幸代君） 3款民生費の障害介護給付費の件ですね。

保健福祉課長（渡邊 賢君） グループホーム、いっぱいあります。8か所に田上の方がいられておりますので、田上でいえばたけこの郷というのがございますけれども、それ以外に田上以外でもグループホームございますので、そこに入居されているという意味で8か所に入居されているということでございます。

社会文教常任委員長（今井幸代君） ほかにご質疑ある方。

すみません、私から1点だけお願いします。3款民生費で児童福祉総務事業ということで育休の延長によるということだったのですけれども、特に職員の配置の不足であるとか育休延長されることによって、そういった現場に大きな支障等が出てこないのか、その辺の現状等をご説明いただくとありがたいなと思っているのですけれども。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 今回育休延長に伴いまして職員の関係ということなのですけれども、途中入園がある程度入る前の段階であったので、何とか大丈夫であったということでございます。

社会文教常任委員長（今井幸代君） これ保育士の方の育休の延長なのかなというふうに推察をしておるのですけれども、幼稚園の通常保育と延長保育と預かりとあるわけですけれども、いずれの時間帯も保育士の配置基準を満たせるような環境にあるということの理解で大丈夫でしょうか。

教育委員会事務局長（小林 亨君） そういう環境にあったということでご理解いただきたいと思います。

社会文教常任委員長（今井幸代君） ありがとうございます。ほかによろしいでしょうか。

それでは、議案第59号に対する質疑を終了いたします。

それでは、すみません、ここで暫時休憩お願いしたいと思います。

午前 9時59分 休 憩

午前10時10分 再 開

社会文教常任委員長（今井幸代君） それでは、皆さんおそろいでありますので、会議を再開いたします。

次に、議案第61号を議題といたします。

執行の説明を求めます。

町民課長（田中國明君） それでは、議案第61号の説明に入る前に、先ほど小野澤委員のほうから質疑のありました、各軽減の数のほうをご報告させていただきたいと思いますが、いいですか。

（ちょっと待ってくださいの声あり）

町民課長（田中國明君） 国民健康保険の関係の軽減の数。

社会文教常任委員長（今井幸代君） お願いします。

町民課長（田中國明君） すみません。まず、7割軽減を受けられている方が614名です。

（世帯数でいうと幾つの声あり）

町民課長（田中國明君） その後で、これから説明させていただいていいでしょうか。

（ごめんなさいの声あり）

町民課長（田中國明君） 順次。

（はい、どうぞの声あり）

町民課長（田中國明君） 世帯数でいいますと、7割軽減を受けられている方は467世帯、それから5割軽減を受けられている方が642人の世帯数でいいますと363世帯。それから2割軽減を受けられていらっしゃる方が人数で504人。それから世帯数で268世帯でありまして、それで国保の世帯数でいいますと全部で1,716世帯、被保険者数でいいますと2,771人ということでありまして、合計で人数でいいますと1,760人の…

（何事か声あり）

町民課長（田中國明君） それで、被保険者数でいいますと2,771人の……

（二千七百……の声あり）

町民課長（田中國明君） すみません、世帯数が1,716のうち1,098世帯が軽減の対象になっておりますし、人数でいいますと被保険者数2,771人のうち1,760人が減額の対象になっているということでありまして、いずれも割合でいいますと約64%の方々が対象になっているという状況でありますので、よろしく申し上げます。

それでは、補正のほう、議案第61号説明させていただきますが、よろしいでしょうか。それでは、議案書36ページを御覧いただきたいと思います。議案第61号 令和2年度田上町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）でございます。歳入歳出それぞれ1,100万円を追加させていただきまして、歳入歳出総額を13億4,483万円といたす内容でございます。

それでは、議案書の41ページを御覧いただきたいと思います。まず、歳入でありますけれども、1款1項1目一般被保険者国民健康保険税の関係でございます。今回補正額としまして、500万円の減額をお願いするものであります。内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けました被保険者の保険税の減免分を、今回補正させていただくという内容でございます。11月の末現在でありますけれども、25世帯分であります。内訳としましては、事業所得のある方が19世帯、それから給与所得のある方が6世帯、合わせて25世帯ということになってございまして、それぞれ事業所得の方の平均減少率が約44%、それから給与所得の方の平均の減少率が45%というような状況になっているところであります。それで、減免の割合の関係で申しますと、前年の合計所得金額が300万円以下の方につきましては10分の10、丸々減免するというような状況になるわけですが、ここに該当されておられる方が22世帯。それから400万円以下の所得の方、ここは10分の8を減免することになるわけですが、ここについては2世帯。それから750万円以下の所得の方ですと10分の4を減免することになるわけですが、その方が1世帯ということで、合計25世帯の減免をさせていただいているところでございます。それで、それぞれの節のほうですけれども、国保を構成する内容につきましては、その1節から3節までの部分で、それぞれ合わせて500万円の減額をお願いするという内容でございます。

次に、4款1項1目保険給付費等交付金の関係でございますけれども、1節普通交付金ということで、ここにつきましては297万5,000円の増額をお願いするものでありまして、内容といたしましては、高額療養費の増額によりまして今回増額をお願いするという内容です。詳細につきましては、また歳出のほうで説明をさせていただければと思います。

次に、2節特別交付金の関係でございます。300万1,000円ということでございまして、ここにつきましては、新型コロナウイルス感染症減免に伴います補填財源として受入れするものでございまして、この内容につきましては令和元年度分のもの、8期、9期の分でありますけれども、新型コロナウイルスで影響があった8期、9期の分から減免の対象としているわけですが、その令和元年度分については、ここは100%をこの特別交付金で受入れさせていただきまして、令和2年度分につきましては、別な補助金で補填をする部分もありますので、その部分が令和2年度分の10分の4ということでございます。そういうことで、この300万円の内訳としましては令和元年度分として100万円を受入れし、令和2年度分としては200万1,000円

を受入れするという内容でございます。

次に、6款1項1目一般会計繰入金の関係でございますけれども、今回705万2,000円の増額をお願いするものでありまして、1節保険基盤安定繰入金、まず保険税軽減分の関係でございますが、92万8,000円の減額をお願いするものであります。ここにつきましては、説明欄のところで医療給付費分ということで、これについては19世帯増えたということで42万6,000円の減額。それから保険基盤安定繰入金の介護納付金分については71人の減ということであります。

次に、2節保険基盤安定繰入金の保険者支援分の関係になりますけれども、これについては医療給付費分で6人減で28万9,000円の、ここは増ということになっておりますが、介護納付金分では同じく71人対象が減ったということで、三角の19万7,000円ということでありまして、結果から見れば、令和2年度の収入状況が当初見込みよりもよかったということで、今回増減整理をさせていただくという内容でございます。

次に、42ページのほう、6款1項、同じ繰入金の関係ですけれども、4節事務費繰入金の関係でございますが、今回24万7,000円の増額をお願いするものでありまして、増額の要因としましては、当初の見込みよりもレセプト件数が増えてきているというようなことの要因が1つ。それから、令和2年度におきまして、新型コロナウイルス感染の関係の事務が増加したということで、特別調整交付金の交付申請に係る様式がシステム上追加になったということで、それらシステム改修の経費が必要になりましたので、24万7,000円をお願いするものであります。

次に、5節財政安定化支援事業費繰入金の関係でございますが、764万1,000円の増額をお願いするものでありまして、内容といたしましては、保険者の責めに帰さない特別な事情に対する公費支援ということでございまして、地方交付税の算定上、80%算入されているものに町の一般財源を20%付け足しまして、国保のほうに繰り出しいただくという内容のものになっております。

それから、6款2項1目国民健康保険財政調整基金繰入金の関係でありますけれども、ここは404万円の減額をお願いするものでありまして、ここについては幸いにも財源的に非常に出てきたというような部分でありますので、今後の財政運営に備えたいということで、404万円を繰戻しさせていただくということであります。ちなみに、令和2年度末におきます残高見込みといたしましては、約2億3,230万円を想定しているところでございます。

次に、7款繰越金の関係ですけれども、これは令和元年度からの繰越金を全額今

回補正させていただいているという状況であります。

それから、1ページおはぐりいただきまして、43ページを御覧いただきたいと思っております。9款1項国民健康保険災害等臨時特別補助金ということで、これ新型コロナウイルス感染症対応分ということで、これが減免させていただいて、先ほど説明させていただきまして、令和2年度の残りの10分の6をこの補助金でいただくということで、その金額については299万9,000円ということで、500万円のうちの60%ということで300万円になるのですが、繰入れ、繰り出しの関係で、端数の関係できっちりした数字にはなっておりませんが、ご了解いただければと思っております。

それから次、歳出のほう、44ページお願いしたいと思っております。1款1項1目一般管理費の関係でございますが、24万7,000円の増額をお願いするものでございまして、これは先ほど歳入のほうで説明させていただいたとおりの関係になります。レセプト件数の増と、それから特別調整交付金の申請事務に係るシステム改修が必要だということでございます。

次に、2款2項1目一般被保険者高額療養費の関係でございますけれども、297万5,000円の増額をお願いするものでございまして、今年度に至りましては、がん等の入院による入院患者が若干増えているというような状況で、高額療養費の増額をお願いしたいということであります。医療費的な部分で申しますと、例年どおり横ばいの状態というような状況でございます。

次に、6款1項1目一般被保険者保険税還付金の関係でございますけれども、100万円の増額をお願いするものでございまして、ここにつきましては、新型コロナウイルス感染症減免において不足が見込まれることから、今回100万円の増額をお願いしたいというものでございます。ここについては、令和元年度分の過年度還付金の部分でございます。

それから、1ページおはぐりいただきまして、45ページをお願いしたいと思っております。6款1項3目償還金の関係でございます。539万5,000円の増額をお願いするものでございまして、ここにつきましては、令和元年度の国民健康保険給付費の返還金、それから特定健診等負担金の返還、今回事業費が確定したということで、県のほうにお返しするというところで増額の補正をお願いしておるところでございます。

それから、6款2項1目一般会計繰出金の関係でございますが、138万3,000円の増額をお願いするものでございまして、これにつきましては、令和元年度事務費の額が確定したことに伴いまして今回精算させていただいて、一般会計のほうにお返ししたいということでございます。なお、その138万円余った関係で申しますと、国

民健康保険連合会のほうに対する事務費の委託料の関係、それらが想定よりも少額で済んだというようなことで、今回残が出たということでございますので、よろしくお願いたします。

私のほうの説明は以上で終わります。

社会文教常任委員長（今井幸代君） 説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

6番（中野和美君） すみません、私も手元に資料がないので比べられないので、こちらで今質問するのですが、44ページの高額療養費のことでご説明いただいたのですが、医療費自体は横ばいということで今説明いただきましたが、これは高額療養の医療費自体が横ばいなのか、それとも全体的に医療費が横ばいなのか、その辺も教えてください。

町民課長（田中國明君） 総体的な医療費のほうで私説明させていただきましたが、総体的にはさほどそう大きくは伸びてはいませんが、高額の分については若干少し伸びが、今回がん等の関係で伸びがあったという状況でございますので、お願いします。

6番（中野和美君） 最近新型コロナウイルスの関係で逆にお医者さんに行くのを控えたりということが影響も出ているかと思うのですが、その辺はあまり関係ないという数字で捉えてよろしかったでしょうか。

町民課長（田中國明君） 私も今ほど中野委員が言われるようなことで聞いてみましたけれども、そこまで落ちてはいないという状況でありますので、お願いしたいと思えます。

2番（品田政敏君） 44ページ、お聞かせ願いたいと思います。

レセプト点検委託料というのがあります。これは通常どこの自治体もやっている検査なのでしょうか。もう決まり切った内容なのでしょうか。それとも、具体的には全件当たるような検査のやり方なのでしょうか、お聞きしたいのですが。

町民課長（田中國明君） 基本的には医者に患者がかかります。その内容をしっかりちゃんと間違いがないかということで国民健康保険団体連合会という組織がございますので、全てそこでどこの市町村も審査を受けて、適正であるということ判定を受けた後で支払いをするというような流れになっておりますので、全部一律でやられている内容でございます。

社会文教常任委員長（今井幸代君） ほかにご質疑ある方。

ないようですので、議案第61号に対する質疑は終了します。

続いて、議案第62号を議題といたします。

執行の説明を求めます。

町民課長（田中國明君） それでは、議案書の46ページをお開きいただきたいと思います。議案第62号 令和2年度田上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）でございます。歳入歳出それぞれ27万7,000円を減額させていただきまして、歳入歳出それぞれ1億4,149万6,000円とする内容でございます。

それでは、議案書の51ページをお開きいただきたいと思います。よろしいでしょうか。まず、歳入です。3款1項1目事務費繰入金の関係になりますけれども、69万3,000円の減額をお願いするものでございます。この減額の内容等につきましては、高齢者の医療制度の見直しに係るシステム改修を今年度予定しておったのですけれども、それがようやく国のほうのシステム改修の内容が提示をされたということで、大幅に減額になったということで、まずその減額分57万8,000円が1つ。それから、併せてシステム改修に対して、当初は国の補助金がどうなるか分からなかったということで見守っていたところなのですけれども、国の補助金が僅かではありますが、11万5,000円つくというようなことで、財源振替をさせていただきたいために今回69万3,000円の減額をお願いするという内容であります。

それで、2目保険基盤安定繰入金のところ30万1,000円ということで、ここですけれども、令和2年度のそれぞれ所得が確定したことに伴いまして、増額をお願いするということでもあります。なお、ここの30万1,000円としましては、全体で軽減対象者が当初見込みよりも50人ほど増えているというような状況でございます。

それから、6款1項1目高齢者医療制度円滑運営事業費補助金ということで、先ほど事務費繰入金で減額した分をここで11万5,000円、システム改修に係る経費の補助ということで追加させていただいているという状況でございます。

続きまして、歳出のほう、52ページのほうをお願いしたいと思います。1款2項1目徴収費の関係でございます。57万8,000円の減額をお願いするものであります。これ先ほどの事務費繰入金のところの説明をさせていただきましたが、高齢者医療制度の見直し等に係りますシステム委託料の関係でございます。今回国から改修内容の仕様書が示された関係で減額をさせていただいて、その改修額が確定したために減額の補正をお願いするという内容でございます。

次に、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金関係でございますが、30万1,000円の増額をお願いするものでございまして、所得の確定に伴いまして保険基盤

安定負担金の額が確定したということで、その分を今回30万1,000円増額させていただくという内容でありますので、よろしくお願ひいたします。

私のほうの説明は以上で終わります。

社会文教常任委員長（今井幸代君） 説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。ご質疑ある方、ご発言願ひます。よろしいですか。

ないようですので、議案第62号に対する質疑は終了いたします。

次に、議案第63号を議題といたします。

執行の説明を求めます。

保健福祉課長（渡邊 賢君） それでは、議案書の53ページお開きください。議案第63号令和2年度田上町訪問看護事業特別会計正予算（第2号）となります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,109万5,000円とするというものでございます。この訪問看護事業の補正予算でございますけれども、職員に係る共済組合負担金率の改定及び標準報酬月額等級改定等に伴いまして、歳入歳出ともに増額をお願いするというものでございますので、よろしくお願ひをいたします。

それでは、議案書の58ページお開きください。58ページ、歳入でございます。5款繰越金、1項1目繰越金でございます。9万5,000円でございますけれども、財源調整によりまして増額をお願いするものでございます。これによりまして、繰越金の残額といたしましては245万4,000円ほどということになりますので、よろしくお願ひをいたします。

続きまして、1枚はぐっていただきまして、59ページでございます。歳出でございます。1款総務費、1項1目一般管理費でございます。9万5,000円の増額をお願いするものでございます。先ほどもお話しいたしましたけれども、共済費ということで職員4人分の部分につきまして、共済組合負担率等の改定等によりまして増額をお願いするものでございます。

説明は以上となります。

社会文教常任委員長（今井幸代君） 説明が終わりました。

ご質疑のある方、ご発言願ひます。

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） 田上町の訪問看護に対する登録者ということですか、希望者と言ったらいいのでしょうか、それから延べ回数など分かりましたら明らかにしてください。

保健福祉課長（渡邊 賢君） 訪問看護の登録者、利用者数ということでよろしいでしょうか。今時点で10月末時点の集計になりますので、よろしく願いをいたします。利用者数としては合計で92名いらっしゃいます。この内訳といいます、これは医療保険と介護保険ということで2つに分かれますけれども、医療保険の方が22名いらっしゃいます。介護保険の方は70名ということで、今時点、10月末時点でございますが、利用者がいらっしゃいます。合計92名ということになってございますし、訪問延べ件数という形でお話しさせていただきます。これも今年の10月末現在になりますけれども、介護保険につきましては4月から10月末まででいうと1,794件の訪問件数でございます。医療保険につきましては1,030件でございます。合計いたしまして、2,824件の訪問件数ということになります。ちなみに、この訪問につきましては、訪問看護ステーション正職員を4名、あと臨時職員3名で訪問しているという状況でございますので、よろしく願いいたします。

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） 1か月400人ぐらいになるのではない、単純に割れば……

保健福祉課長（渡邊 賢君） 単純に月平均で割りますと、介護保険でいえば252件、医療保険でいえば146件ほどの月平均ということになります。合計で400ちょっとぐらいの件数になりますので、お願いいたします。

社会文教常任委員長（今井幸代君） ほかにご質疑のある方。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、議案第63号に対する質疑は終了いたします。

次に、議案第64号を議題といたします。

執行の説明を求めます。

保健福祉課長（渡邊 賢君） それでは、議案書の60ページ、御覧ください。議案第64号令和2年度田上町介護保険特別会計補正予算（第2号）になります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,580万5,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億6,201万6,000円とするものでございます。このたびの補正予算につきましては、令和3年度に予定されております介護報酬改定等に伴うシステム改修を行うための委託料のほか、令和元年度の実績に伴いまして償還金及び一般会計繰出金の増額ということで、歳入歳出ともに増額をお願いするというものでございますので、よろしく願いをいたします。

それでは、議案書65ページ、歳入の説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。介護保険につきましては、一般会計でもございましたけれども、保健福祉課資料ということで用意しております。保健福祉課資料のナンバー3とい

うことで、これ主なものをまとめさせていただきました。私説明していく中で御覧くださいということでお話しさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

それでは、歳入ということでございますけれども、3款国庫支出金、2項5目介護保険事業費補助金57万9,000円の増額をお願いするものでございます。説明欄でございますが、介護報酬改定等に伴うシステム改修事業ということでございますが、これは歳出にも出てくるのですけれども、令和3年度に予定されております介護報酬改定等に伴いまして、システム改修を行う経費の2分の1などを受け入れるというものでございます。

続きまして、4款支払基金交付金、1項2目地域支援事業交付金6万3,000円の増額をお願いするものでございます。過年度分ということでございますけれども、これにつきましては、保健福祉課資料のナンバー3ということで御覧をいただきたいと思っております。令和元年度の実績によりまして追加交付されるということでございますけれども、一番上の①、一番上になりますけれども、基準型通所サービスの増ということで16件の増がありましたので、追加交付されるものでございます。

続きまして、7款繰入金、1項2目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）ということでございますが、5万4,000円の増額、あとその下の低所得者保険料軽減繰入金7万6,000円の増額、その下の5目その他一般会計繰入金47万9,000円の増額というものでございますが、これにつきましても資料ナンバー3で説明を申し上げます。まず、②の中ほど、繰入金ということで地域支援事業繰入金の過年度分ということでございます。理由といたしましては、ナンバー1、要は上の国の分、支払基金の分と同じ内容でございますので、追加交付を行うというものでございます。

続きまして、低所得者保険料軽減繰入金、過年度分としてでございますけれども、繰入れを行うものでございます。これは、令和元年10月から始まりました消費税増に伴います低所得者に対する保険料の軽減措置ということで、1段階から3段階の方に対しまして軽減措置が強化されたというものでございます。これは精算によりまして1段階、2段階、3段階ということで、それぞれ実績として増となっておりますので、その分を繰入れを行うというものでございます。

その下、③になります。繰入金ということで、事務費繰入金になります。これにつきましては、介護報酬改定等に伴いまして、システム改修など国庫補助金との差額分を一般会計から繰り入れるというものでございますので、よろしく願いをい

たします。

続きまして、議案書66ページになります。8款繰越金、1項1目繰越金になります。2,455万4,000円の増額をお願いするものでございます。財源調整によりまして増額をお願いするものでございまして、これによりまして繰越金の残額につきましては77万6,000円ほどとなりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、67ページお開きください。今度は歳出ということでご説明を申し上げます。1款総務費、1項1目一般管理費でございます。105万8,000円の増額をお願いするものでございます。説明欄を御覧ください。委託料ということで、電算業務委託料でございます。これは、令和3年度に予定されております介護報酬改定等に伴いましてシステム改修を行うという経費となりますので、よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、6款諸支出金、1項2目償還金でございます。1,812万8,000円の増額をお願いするものでございます。これは国、県に対しましての償還、返還ということでございます。これにつきましては、先ほどの保健福祉課資料のナンバー3の裏面を御覧ください。裏面のまずナンバー1ということで、国償還金ということでございます。これにつきましては介護給付費の負担金の償還、これは介護サービス給付費の減ということで、件数が減となっていると。あと施設サービスの給付費の減ということで、これも件数として減となっているという部分が要因でございますし、もう一つにつきましては、地域支援事業交付金の償還金ということでございます。これは、新型コロナウイルスの感染症の影響によりまして在宅医療・介護連携推進事業であったりとか地域ケア会議等、あと認知症の初期集中支援事業というものがあるのですが、その会議が春先開催できなかつた。春先というか、この3月とかできなかつたので支出が減少したということで、これが重なって返還が生じるというものでございます。県の償還金につきましては、今お話しした理由と同様という理由になってございますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、議案書に戻ります。2項繰出金、1目一般会計繰出金でございます。661万9,000円の増額をお願いするものでございます。これにつきましては、保健福祉課資料ナンバー3の下、②というところを御覧いただきたいと思っております。令和元年度の事業費確定による一般会計へ戻すと、繰り出すということでございますが、まず介護給付費の説明欄でございます。介護給付費の繰入れと地域支援事業の繰入れということでございますけれども、これにつきましては、先ほどお話ししましたナンバー1の理由と同じ理由でございますので、よろしくお願いをいたします。

最後の事務費の繰入れでございます。介護の認定期間が36か月ということで伸びた状況がございますので、その辺の更新件数等が減少したということで、今回一般会計の精算によりまして繰り出すということになりましたので、よろしくお願いをいたします。

介護保険の説明につきましては以上となります。

社会文教常任委員長（今井幸代君） 説明が終わりました。

それでは、議案第64号に対する質疑に入ります。ご質疑ある方、ご発言願います。
社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） 最初に伺いたいのは、ここで介護保険の認定者数等について説明、報告していただきたいのですが、申請者数と認定者数、それから介護度別の人数が把握できたら報告してください。

保健福祉課長（渡邊 賢君） 申請者数というのは新規申請者数ということでよろしいでしょうか。令和2年度、4月から令和2年11月末現在までの新規の申請者数につきましては97名いらっしゃいました。うち介護認定をされた方が96名でございます。お一人は非該当ということで介護認定をされなかったという方もいらっしゃいます。

（該当しないの声あり）

保健福祉課長（渡邊 賢君） そうです。該当しないという方です。97名新規申請がありまして、認定者は96名、該当しなかったという方は1名という状況でございます。

それから、介護度別の認定者数でございます。令和2年11月末現在の数字を申し上げますけれども、よろしいでしょうか。まず、要支援1が70名いらっしゃいます。続きまして、要支援2が72名でございます。次からは要介護ということで行かさせていただきます。要介護1が152名です。要介護2が125名でございます。続きましては、要介護3が146名でございます。続いて、要介護4です。要介護4が96名でございます。最後になります。要介護5でございます。要介護5が77名でございます。これで要支援と要介護の合計の人数としては、738名介護認定を受けているという状況でございます。全体で738名介護認定を受けていると、要支援も含めてでございますが、そういう状況でございますので、よろしくお願いいたします。

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） 報告分かりました。

次に伺いたいのは返還金のことで伺いたいのですが、介護給付負担金の返還金が1,200万円余りなのだが、見込みが9,717件で実績が9,082ということで、大体93.4%なので、特別大幅に減っているというイメージはないのだけれども、この辺は特別何か理由があるのでしょうか。

保健福祉課長（渡邊 賢君） 介護サービス給付費、今回減ということで635件ございま

す。その年によりまして増減します。介護者の新しく認定をされた方がどういうサービスが必要かというの必要になってきますので、当然亡くなる方もいらっしゃる。そういう意味でこの数というのは増減していくという形になりますので、特別に何かがあったということではなくて、その方の状況によって受けるサービスの状況が変わってきたという状況はあるかと思えます。

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） そうすると、一般的に上限がある範囲内であるよというふうに取り方でしょうか。気になるのは、なかなか年金生活も大変なものだから、介護認定を例えば3とか4を受けても、そこまでできないということとぐっと落としてやったり、あるいは要介護1なのに受けないとか、そういうことになっているような状況があるのかなという疑問があったものですから伺ったのですが、そこら辺まではつかんでおられますか。

保健福祉課長（渡邊 賢君） 基本的に介護認定とか受けている方につきましては、介護は受けております。ただ、例えば要支援であったりとか1とかという軽い方という言い方はあれですけども、そういう方というのは認定を受けていても介護サービスを使わないという方も中には若干ですけども、いらっしゃるようです。ただ、当然ケアマネがついていきますので、その方の状況を把握しながら、こういうのが必要ではないかというので、サービス提供ということによってしております。なので、例えば年金生活でお金がないから受けないという方というのはいないと。

（いないの声あり）

保健福祉課長（渡邊 賢君） そういうふうにお聞きはしております。

（聞いているの声あり）

保健福祉課長（渡邊 賢君） 聞いているというのは、うちの職員から聞いております。

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） 今そういう人はいないということ、お金がないとかというよりも、自分は介護度は3だったのだけれども、でも実際には支払いの部分で2に対応する、そういう選択ができるわけではない、住民は。そういう辺りをできたらつかんでほしいなと思っているのです。でも、今のお話だと、認定された方、例えば介護度3、介護度2、介護度4、こういう認定を受けた人はそのまま認定を受けただけのサービスを受けているというふうに私は今受け止めているのだけれども、そういうことではないのではないかと私は思っているのです。その点をつかんでおられますか。もしないとしたら、つかむ必要があるのではないかと。住民の暮らしの部分で、ということは今提起しているのですが、私の質疑の意味、ご理解いただけますか。

保健福祉課長（渡邊 賢君） 介護度によりましてサービス内容というのは当然変わってきます。単価も変わってきます。そういう意味では、100%つかんでいるかといったら、そうではない部分もあるかもしれません。そういう意味では情報収集、また訪問等、ケアマネ等にいろいろ聞きながら情報というのをつかんでいきたいというふうに思います。

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） それはとても大事なことだと私は思っているのです。あなたのところは介護度3の認定を受けたのだけれども、料金設定を見ると、うちは2でいいよねとか、1にしようねとかという傾向があるのではないかということで、それは単年度だけ調べても無理なのですよ、全体が見えない。だから、継続して毎年度つかむことによって、介護を受ける住民の状況が見えてくるはずなのです。その点をぜひつかんでいただきたいと思っているのですが、大変だろうけれども、その都度ケアマネジャーなどに伺えば分かると思うので、ぜひそこを系統的につかんでいただきたいということを求めておきたいと思いますが、いかがですか。

保健福祉課長（渡邊 賢君） 今高橋委員がおっしゃった、介護度が例えば3なのだけれども、そういう状況で変えること、2にしようとか、1にしようかということはないです。

（ないの声あり）

保健福祉課長（渡邊 賢君） それはできないです。

（いやいや、そうじゃなくでの声あり）

保健福祉課長（渡邊 賢君） それは介護度を下げるとか……

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） いやいや、そうではなくて、自分は認定が3と決まれば、それは自分で2というわけにはいかないですよ。3なのだけれども、自分のサービスはここまでというふうに、ここの範囲内ということではできるでしょう。つまり3の満額を使わないで、3の範囲内のここの部分までというのはできるでしょう。私が言っているのは、介護度3なのだけれども、2程度とかそういう意味で、本人が3の認定を受けたけれども、僕2ですなんて言えないわけだから、制度的に無理だろう。私の言っているのはそういう意味。分かる。介護度5なのだけれども、満額は使わないで、その何割程度のところで使うと、これはサービスの選択ができるわけなので、そういう状況は住民の暮らしと非常に大きな結びつきがあるので、系統的につかむべきではないかということ指摘しているのですが、いかがですか。

保健福祉課長（渡邊 賢君） すみません。私勘違いしました。高橋委員がおっしゃるとおり、3であってもサービスを受ける、満額使わなくてもサービスの中で調整は当然その中でできますので、その辺もケアマネとまた話をしながら、その人の暮らしというのがありますので、そういうような形でも十分情報収集とかさせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

社会文教常任委員長（今井幸代君） ほかにご質疑ある方。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、質疑は終了いたします。

それでは、これより討論及び採決を行います。

議案第57号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第57号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

社会文教常任委員長（今井幸代君） 異議なしと認めます。よって、議案第57号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第59号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第59号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

社会文教常任委員長（今井幸代君） 異議なしと認めます。よって、議案第59号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第61号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第61号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

社会文教常任委員長（今井幸代君） 異議なしと認めます。よって、議案第61号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第62号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第62号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(今井幸代君) 異議なしと認めます。よって、議案第62号は原案のとおり決定いたしました。

続いて、議案第63号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第63号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(今井幸代君) 異議なしと認めます。よって、議案第63号は原案のとおり決定いたしました。

最後に、議案第64号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第64号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(今井幸代君) 異議なしと認めます。よって、議案第64号は原案のとおり決定いたしました。

これで町長提案の議案審査は全て終了いたしました。

執行より報告事項の申出がありましたので、お願いいたします。

副町長(吉澤深雪君) 大変お疲れさまです。貴重な時間をいただきまして、私のほうから1件報告させていただきます。

内容についてはこの日曜日にありました、民地ではありますが、上野地内で石垣が崩落しまして、その関係で町の道路であります、町道に支障が生じて、今通行止めしておりますし、当分の間、通行止めの措置が必要というようなことでありまして、昨日の総務産経常任委員会で報告させていただきました。町道の管轄ということで報告しましたが、またここについては田上小学校あるいは田上中学校の通学路にも指定されている関係から、本日社会文教常任委員会についても報告させていただく内容であります。

内容については地域整備課長より説明いたします。

地域整備課長(時田雅之君) 地域整備課、時田です。貴重なお時間をいただきまして、大変ありがとうございます。それでは、私のほうから今ほど副町長のお話があった

報告についてご説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

本日配付させていただきました町道坂田・湯川2号線、上野地内、民地石垣崩落についてということで、昨日総務産経常任委員会で提出させていただいた資料をそれぞれ配付させていただいておりますが、こちらに基づいてご説明のほうをさせていただきます。12月13日日曜日になりますけれども、午前10時頃、役場のほうに上野地区の住民の方から、当該箇所の石垣が崩落しているということで一報ありました。場所につきましては、通称造坂と言われるところになりますけれども、上野の公民館の付近になるのですが、そちらのほうで崩落したということで通報がありまして、日曜日ではありましたが、たまたまうちの職員が勤務をしております、1名では安全措置等もありますので、もう一名招集をかけて現場のほうに直行いたしました。

現場の写真になりますが、資料を1枚おはぐりいただきますと、写真4枚ほどつけさせていただきます。崩落時の写真につきましては上の2枚になります。幅が約3.5メートル、高さで約4メートル、こちらの石垣が崩落したわけなのですが、地域整備課のほうとしましては、こちらの崩落について町道の舗装路面を守ることに、また崩落箇所がこれ以上広がらないようにということで、応急処置のほうを施させていただきました。そちらの状況が下の2枚の写真ということになります。それで、こちらの処置は町内業者のヤマキ建設からしていただいたのですが、私現着しまして、副町長への報告、それと先ほどもお話ありましたけれども、子どもたちの通学路ということで町の主要な町道でもありましたので、教育委員会の事務局長のほうへ一報の連絡を入れさせていただきました。

応急処置のほうが終わったのが大体2時頃になるのですが、現場の状況から、石垣を精いっぱいよければ、歩行者1人ぐらひは歩けるかなという感覚ではあったのですが、御覧のとおり降雪もあります。それと、またこの後雨の予報もございましたので、念には念を入れて教育委員会の事務局長と連絡の上、全面通行止め。子どもたち、翌日の月曜日から通学路を迂回していただくようなことで調整を取りまして、学校、児童生徒への連絡をご依頼し、安全措置を図ったということになります。

全面通行止めということで、役場のほうに戻ってからそれぞれ関係機関、加茂警察署、それから加茂地域消防へ連絡をしまして、お知らせということで即日ホームページにこちらの通行止めの関係の記事を掲載するとともに、既にこの時点で上野の区長、それから山田の区長も状況を把握していらっしやったのですが、改

めて夕方、私のほうからご連絡をさせていただいて、今回緊急的な全面通行止めをさせていただいたということで、全戸配布の日ではないのですけれども、翌月曜日の日地区へ全戸配布で通行止めの周知をさせていただきたいということでご依頼させていただきました。当日、地元の小野澤議員からは現場に駆けつけていただきまして、またご心配をおかけし、それからご協力いただきまして、大変どうもありがとうございました。

翌日、朝一番に町長のほうへご報告をさせていただきまして、前の日、上野の地区の方々へは全戸配布で周知するというお話、調整したわけなのですけれども、上野地区の前後、川ノ下、それから山田地区の町民の方々へも同様な周知が要るのではないかということで、それぞれ区長へお願いしまして、上野地区同様、全戸配布のご依頼をさせていただいたようなところであります。あわせまして、チラシで周知ができない、なおかつあそこの道を通る方もいらっしゃるかもしれないので、登録一斉メールによりまして、そこの全面通行止めのほうをメールによって周知したようなところでございます。

崩落後、月曜日以降の私どもの対応になるのですけれども、地域整備課職員のほうで午前9時、それから夕方4時、毎日道路パトで現場の状況を確認してございます。

この場所につきましては、上野の地区のほうからご相談、それから地区要望をいただいていたわけなのですけれども、私のほうで11月に所有者の方とお話をさせていただく機会を設けさせていただいたところです。その際は、所有者の方も危険だという認識をしていただいております、お金もかかるような工事でしたので、検討させてくださいというお話をいただいております。実際崩落してしまったわけなのですけれども、当日も所有者の方、ご連絡をして、現場に来ていただきました。その際にお話を伺っていたところによりますと、打合せをさせていただいた後、お付き合いのある土木事業者にご依頼をして、年明けの春からこちらの石垣の防護措置に取りかかろうかなという、お考えをお持ちだったということでお話は聞いております。

崩落した原因なのですけれども、民地の部分になりますので、私ども細かい調査はできませんが、恐らく当該箇所については大きなケヤキ、それからカエデの木が何本かございました。以前にその木を町道側へ落ちる恐れがあったので、所有者の方が伐採したのですが、伐採した後の木の根が石垣の裏に張ってありました。伐採したことによりましてその根が朽ちてしまって、石垣が不安定になり、当日の雨も

重なって崩落したのではないかなということで、こちらのほうでは分析しております。

全面通行止めの期間につきましては、当該所有者の方から石垣の復旧をしていただかない限り、危険を避けるためにこの通行止めという措置を継続させていただこうかなと考えているのですが、引き続き所有者の方と連絡、調整の上、なるべく早めの通行ができるように、私のほうで調整していきたいと考えておりますので、以上ご報告でしたけれども、ご説明のほうをさせていただきました。よろしくお願いいたします。

社会文教常任委員長（今井幸代君） ありがとうございます。

報告事項ではありますが、皆さんからの質疑も受け付けたいと思いますので、ご質疑ある方。

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） 記憶が正確ではないのだけれども、町道などに崩落したケースで、原因は民地ではあるのだけれども、それに対して改修というのかな、新たな工事をする場合、町からの一定の助成制度があったかのように記憶しているのですが、それには該当しないのでしょうか。

地域整備課長（時田雅之君） 実際今度工事に係る費用の助成等の関係になるかと思うのですが、今年度の9月補正で中店地区の法面崩壊のところで補助金を出ささせていただくということで補正を出させていただきました。実際にはこちらの石垣の崩落防止の工事費がどのくらいかかるか、また期間がどのくらいになるかというご報告はまだいただいていないところなのですが、そういったのも加味しながら、今後協議していきたいと考えておりますので、もしかするとどこかのタイミングでそういった補助金の補正をお願いするような形が出てくるかもしれません。

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） つまり補助の対象になり得るということの理解の仕方でいいでしょうか。

それから、崩落の連絡があつてからの対応の点で疑義があるのだけれども、メール配信は翌日の12月14日の12時46分にメール配信なのです。これは私のところも登録しているので来ているのだけれども、これは遅いのではないかなという思いがあるのです。こういう緊急事態のときに、直ちに対応できるかどうかというのは決定的な要因なのだと思うのです。そういう点でのホームページへの掲載はもちろん必要なことですが、今学校なんかは直ちにメールで配信するのが非常に早いのです。ところが、これを見ると翌日の12時46分ということは対応遅いのではないかと思ったのですが、この点ではいかがでしょう。

地域整備課長（時田雅之君） 確かに高橋委員おっしゃられるように、その辺は地域整備課のほうの手落ちでした。申し訳ございません。地区住民の方々に周知するという頭が先に立ってしまいまして、目で見えて分かる、紙による全戸配布を優先してしまいました。今ほどのお話のとおり、一斉メールについても作業をしながら、そちらの準備もしなければならぬということはおもってもですので、今後そういった手落ちがないように注意したいと思います。申し訳ありませんでした。

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） 叱るつもりはないので、そういう点では機敏な、1人の人が幾つも手配をするということは可能なわけです、自分自身がやらなくても。そういう努力してもらいたいというのが1つ。

もう一つ伺いたいのは、教育委員会は、私のところは羽生田小学校は入ってくるのだけれども、田上小学校は入ってこないの、田上小学校も発信しているのでしょうか、伺います。いかがでしょうか。

教育委員会事務局長（小林 亨君） 地域整備課のほうから一報いただきまして、すぐ小学校のほうに連絡をいたしました。地域整備課のほうから通行止めにするということで連絡いただいた後に、そうしたら、では通学路の変更も併せて周知をしてくださいということで改めて学校のほうに連絡をし、田上小、田上中ともその日のうちにメール配信を行っておりますので、ご確認いただければと思います。

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） 分かったら、何時何分に配信したかをお知らせしてくれませんか。

（何事か声あり）

教育委員会事務局長（小林 亨君） 田上小学校が15時5分……

（当日だねの声あり）

教育委員会事務局長（小林 亨君） はい。田上中学校が19時に配信しております。

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） 分かりました。先ほど地域整備課長に言ったように、小中学校も早く手を打つということに努力してもらいたいなと思います。検討をお願いします。

以上です。

1番（小野澤健一君） 私の地元で、本当に地域整備課の方々のご活躍というのはこういうものかということで、しみじみとありがたみを感じた次第でありました。本当お疲れさまでした。

ただ、私が残念なのは町の三役の到着、いろんなご事情、多分町長は二階幹事長あたりと昼食の時間か何か、そういう形の催物もあつたのではなかろうかと思いま

すけれども、例えば副町長においては連絡をもらってから薄ら2時間たって現場到着というような形になっております。一般質問でも私、危機管理ということでかなり自分の考えを述べた、その矢先のこういった事態、町のトップと言われる三役がいち早く、幾ら地域整備課長が先に行っていようが、職員がいようが何しようが、三役のうちのどなたかがもう本当に速やかに現場に行っ、どういう状況かというのを把握する必要がある、一番私は必要ではなかったのかなというふうに思っております。議員だと私とか渡邊議員とか、それから役場の建設課のOBであるとか、いろんな方が寄って、いろいろ手伝いとかはしていたのですけれども、残念ながら三役のお姿がこの作業の最中に全く見えなかったと。私も12時過ぎまで現場にいたのですが、あまりにも体が冷えたので、途中で作業完了するまで待ち切れず帰ってしまったのですが、その後副町長が来られたということなのですからけれども、そもそもこの一報もらってから2時間、この間副町長の到着が遅れた、この理由というのは何なのでしょう。お聞かせいただきたいというふうに思います。

副町長（吉澤深雪君） 私、連絡受けまして、課長から現場の応急処置はもう手配済みだと。それから、通行止めの予定で今調整しているという報告を受けました。町長については、連絡については今おっしゃったように出かけている、あるいは出かける予定なものでありますから、緊急性はないだろうということで、翌日の朝の事後報告でいいだろうということで、課長にはお伝えしました。私も特に急ぐ、それほど緊急に駆けつけるべきではないかなと思ひまして、また出かける予定もありましたので、その出かける前のある程度の支度をした上で現場のほうに到着で確認をしたというような、そういうことであります。

以上であります。

1番（小野澤健一君） けんけんがくがくの議論をするつもりはないのですけれども、こういったものというのは、私そんなに軽く見ることではないと思っています。熊出没のときにも副町長に私お電話して、「広報車を出したらどうか」と、「いや、熊の痕跡は、要は昨日今日の話じゃないんで、熊はそこにいないんです」なんていう話になって、「熊に聞いたのか」なんて冗談みたいな話までしたのですけれども、町長が私の一般質問で答えたように、空振りはいいいけれども、見逃しはしないよと、こういう形で研修を受けてきたと、こう言っているにもかかわらず、これというのは要はその言葉を普通で考えれば現場に行っ、どうなのか、三役のうちの町長が行けというわけでもありませんし、副町長あるいは教育長、3人のうちのどなたかが行って、ましてや通学路でもあるわけです。昨日今日そういう事態であるというの

が分かったわけではないわけですよ。上野から最重要の地区要望というような形で上がってきている、それも3年間にわたって上がってきているはずなのです。それを要は知らないというわけにはいかない。例えば町長が東京に行って、すぐ来いといったって行かれない。では、地元にいる三役の誰かが見に行く必要があるのだろうと思うのです。だから、こういった災害とか危機管理が決定的に不足をしているというふうに、私が申し上げたのはこういうことを言っているわけです。たまたま人が通ってなくて、人命にも危害を加えなかった。石垣も私が行ったときに、道路にちょっと出ていた石垣は足で端っこにやったので車の損害もなかったと、ただそれだけのことなのです。たまたま人命にも物損にも影響がなかったというだけであって、そういったものに対してもっと敏感に三役の町のトップのほうは考えるべきではないかと思うのです。地域整備課に任せておけばいいと、それは何でもかんでも三役が現場に駆けつけなければいけないかと言われれば、それはケース・バイ・ケースだと思うのですけれども、ここなんて誰が見たって怖い場所。ましてやさっきも言ったように、要望で昨日今日上がってきているわけでもない。この現場というのは、例えば副町長はついでに来たということであるわけですがけれども、その程度の認識しかなかったと、こういうことで理解していいですか。崩落したって別に大したことないのだと、私は用事行くときにそこに立ち寄って、現場見ればいいのだと、こういうふうに考えたということでも理解していいですか。

副町長（吉澤深雪君） いえ、私の言い方が悪かったかもしれませんが、そういう意図ではありません。私も出かける予定がありましたので、それに合わせて現場は確認しようと思って現場に行きました。

以上であります。

1番（小野澤健一君） 要はその程度の認識ということでもいいですよ。要は一大事なので、すぐ行かなければ駄目だと、こういうのではなくて、いや私どうせ午後から出かけるから、ネクタイ締めて、背広着て、そのときにちらっと寄ればいいやと、こういうことで理解したということでもいいのですよね。だって重大なものであれば、すぐ現場に来るのが普通ではないですか。だから、副町長の考え方の中ではその程度のものでしかないということでも理解していいですよ。要は物のついでに見に来ると、それを直接見に行くのではなくて自分の都合のついでに立ち寄ると、この程度でしか見ていないと、こういうことで理解していいですか。そこをはっきりしてもらいたい。私は、これをかなり重要に捉えている。町のトップの危機管理の能力がこの程度なのだというのは、私はこれが一事が万事ということでも捉えたいとい

うふうに逆に思っている。だから、聞いているのです。町長が来れないのは、来れない理由があるのは、これはしょうがない。では、町長が来れなかったら、ほかの2人はどうなのだと、こういうことなのです。そこを聞いている。それについて明確に答えてください。私はそんなにすぐに行く必要はなかったというふうに思った、思わない、どちらですか。

副町長（吉澤深雪君） 地域整備課長より連絡受けましたので、そこでの対応等を全面的に信頼して、私が緊急に駆けつけるべきものではないとは思いました。

以上です。

1 番（小野澤健一君） 地域整備課長を信頼するのは当たり前の話であって、私はそんなことを言っているのではない。副町長自体がこの現象を重大な事象と捉えたのか捉えなかったのか、これだけ。捉えなかったということでもいいですよ。だって捉えたのであれば、すぐ来るじゃん。それが要は物のついでにしか来ないということは重要な事態として捉えなかったと、こういうことで理解をしますけれども、いいですよ。

副町長（吉澤深雪君） 重大とは捉えています。

以上です。

1 番（小野澤健一君） 重大と捉えているのであれば、何ですぐ来ないのですか。何ですぐ現場に駆けつけることをしなかった。重大なのでしょう。重大であるにもかかわらず、私、午後からどこか出かけるから、そのついでに行けばいいやと、それって物事を重大に捉えていないからそういうことになるのではないですか。言っていることが非常に矛盾しているというのは私思うのですけれども、重大だと思ったら、副町長が取った行動は重大事件として捉えたときの行動なのですか。それはどうなのですか。重大事件として捉えて、私が取った行動は重大事件に対する対処方法ですよ、イエスかノーかどちらなのですか。言っていることが矛盾しているから聞いているわけです。要は私はこんなの軽く考えていました、だからついでに寄りましたということであれば考え方と行動が一致しているけれども、言っていることと行動が違うではないの。言行不一致というの、こういうの。それについていかがですか。

副町長（吉澤深雪君） 何度も言っていますが、重大とは当然捉えておりますし、また現場での対応を信頼していることから、重大ではありながら、今すぐに一秒を争う形で行く必要はないだろうということで判断しました。

社会文教常任委員長（今井幸代君） 小野澤委員、そろそろまとめていただけると。

1 番（小野澤健一君） 自分が今言っていることを後でよく録音でも何か聞いて、確認をしてもらいたい。重大だと思っているのであれば、行けばいいだけの話。重大だと思っていて、地域整備課長に任せる、そんな当たり前の話であって、自分自身が重大だと思えば、なぜ自分の目で見ようとししないのということ。トップに立つ3人というのは、現場を見なかったらどうやって指揮をするのですか、もし何かあったときに。そういうことを言っているわけです。補修であるとか、あるいは手配とか、私は冒頭で言ったように地域整備課長を含めた3人、非常にあられというか、みぞれ交じりの寒いときでした。必死になって、帽子もかぶらないで駆けずり回った、その姿を見て私は、あっ、町民のこういった生命とか財産、彼らはこういう形で守ってくれているのだと非常にありがたく思いました。にもかかわらず、三役は何していたのだと、私はそう思っている。だから、副町長にそれを聞いたわけです。「重大だと思ったのですか」、「思いました。思いましたけれども、用事があるから、そのついでに寄りました」。それは、行動自体を見れば、重要ではないということをや態度で示していることではないかと、私はそう思う。だから、これ以上の議論はするつもりはないのですが、再度申し上げているように、例えば万が一のこと、最悪の事態を想定しろというのも、これ町長からの一般質問の中の答弁で習ってきたと、こういうことで言われましたけれども、最悪の事態というのは人命が失われる、あるいは物損が起きる、こういったものであるわけです。そういったものに対して、やはりこういうふうな考え方しかできないということになると、残念ながら危機管理については私がお指摘申し上げたように、もう不足の極みだというふうに思っております。今後いろんな状況の中で、上野地区のみならずいろんなところでこういうものが多分出てくる可能性がある。それについて、要は地域整備課に任せておけばいいのだ、いや、どこどこに任せておけば大丈夫なのだ、そうではなくて、いち早く三役の誰かが駆けつけて、陣頭指揮や余計なことは言えないかもしれないけれども、現場をしっかりと見て、ではここはどうしよう、ああしようといろんなことを考えていく、そういったものが災害対策、私が言う危機管理というものになると思うので、その辺をひとつ実践をしていただきたいと思うし、私の感想としては職員たちが一生懸命やっている中で三役がすぐに来なかったと、非常に残念な結果でしたというふうな形で私の意見を申し述べて、これで終わりにしたいというふうに思います。

社会文教常任委員長（今井幸代君） ほかによろしいでしょうか。

それでは、質疑は終了したいと思います。

以上で報告事項も終わりました。執行の皆さん、お疲れさまでした。

委員の皆さんは請願審査が残っておりますので、トイレ休憩5分入れて、その後で再開をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

午前11時26分 休憩

午前11時30分 再開

社会文教常任委員長（今井幸代君） それでは、会議を再開いたします。

それでは、これより請願第2号を議題といたします。この件につきましては、高橋委員が紹介議員となっておりますので、説明をお願いいたします。

13番（高橋秀昌君） 全日本年金者組合新潟県本部加茂・田上支部というのがあるのだそうです。そこからの依頼を受けまして、皆さんにお配りしたとおりのことではありますが、ここでは若者も高齢者も安心して老後が暮せるように、老齢基礎年金の支給額の改善をすることということで、年金全体を上げなさいではなくて、老齢基礎年金の支給を改善してほしいと、こういう請願でありましたので、よろしくお願いいたします。

社会文教常任委員長（今井幸代君） 説明が終わりました。

ただいま説明のありました案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

9番（熊倉正治君） 高橋議員と関根議員は紹介議員ということになっていますが、この種の請願、昨年3月でしたか。

（一昨年の声あり）

9番（熊倉正治君） おととしか、今回の場合は老齢基礎年金の支給額を改善することということだけで、それ以外のことは今回は入っていませんけれども、あのときは年金支給の月を毎月してくれとかという部分も入っていましたよね。その辺も含めてあのときの議論は、現役世代が要は年金を支えているということを考えれば、やみくもに年金を改善して、上げてくれというのはいかがなものかというようなものが大勢を占めて不採択という方向だったと思いますが、言ってみれば今回も似たようなことではありますが、支給額を改善しろということのみですから、言い方とすれば優しいのかなと思いますが、似たような請願であることはあるのですけれども、要は私も、私の場合は共済年金ですから、この制度、基礎年金の部分は同じですが、それ以外の部分は違うのです。年金の会も私も幾つか入っています。その中で、国会議員なりに党派を問わず要請もしているのです。私も行ったことはない

のですけれども、地元選出の国会議員には似たようなもので要請もやってはいます。そういうものも考えると、先回とは少し軟らかいのかなという気もしますので、あれなのですけれども、この年金の会そのものというのは加茂と田上が合同になっているのでしょうか。その辺が、それで先回の場合は私いろいろ調べたら、加茂の場合は多分紹介議員がいなかったのか、陳情で終わっていますから審査していないのですね、加茂市議会の場合は。同じ組織でありながら、加茂には陳情で終わって、加茂の場合はうちと同じで配付のみで終わっていたみたいなのですが、うちの場合は請願で上がってきたということで紹介議員もいるということなので、その辺の関係がどうなのかなというのは私は見ていて思ったのですけれども、その辺というのは分かりますか。

13番（高橋秀昌君） それは私も大昔は会員だったのだけれども、今は会員ではないのです。私も全然情報は分からないので調べたのです。年金者組合というのは全国組織で、12月5日現在で11万1,894人いるのだそうです。それで、それぞれ支部という名前でグループがつけられているのだけれども、全国で939支部あるのだそうです。年金者新聞の読者だけ、年金者新聞だけを取っている人が6万8,799人いると。この年金者組合の歴史というのはすごく古くからあると思ったらそうでもなくて、1989年頃にできたらしいのですね、全国組織として。それで、田上の場合は、これ加茂・田上支部というふうにしていますが、実質上加茂・田上支部に加茂班、田上班というのがあって、それぞれが独立した活動をしているのです。その活動の中身はほとんど旅行に行ったり、茶話会開いたりという、高齢者の人が独りぼっちにならないようにというような活動が日常的なのです。そこで、田上班は率直に言って、まさに日常的に活動しているのです。今あまり飲み会しないけれども、泊まりに行ったりとか、日帰り旅行に行ったりとかということをやっているのですが、残念ながら加茂班はもう中心になった人はみんな亡くなってしまって、ほとんど活動されていないのだそうです。だから、今回支部としては加茂・田上支部なのだそうですが、田上班の人たちが提起したと。でも、田上班というのは一つの支部とまた違った班なので、名前は加茂・田上支部という形で出されたそうです。したがって、今回も加茂には恐らく陳情として上がっているのではないかと思います。田上には請願として上がっているというのがこういう関係です。これが1つ目。

2つ目に、前回出したときよりも随分項目が少ないのではないかとということなのですが、私も「何で前回と同じにしないの」と聞いたら、「できるだけ全国のいろいろな会派の人からも納得できるような項目にするために、ずっと減らしたんです」と

というのがどうも本音みたいです。では、「そうはいつでも、年金のもともとの制度があるわけだから」と言ったら、「確かにそうだ」と、「前回出したように、今の年金のままいくと高齢者は減っていく、若者はさらに減っていくというのが今の状況だ」と、「100年安心と言っているけど、実際には若者の将来は、このままいくと、今よりはるかに低い水準の年金しか受け取れないんだ」と、「それが今の状態なので、しかしながら現在自分たちが出したのは若者も高齢者も安心して老後を暮らせるように基礎年金の支給額を改善してほしいということに絞ったんです」というのがその班長の説明です。佐藤さんという方が田上の班長で、品田議員の家に近い人ではないかな。

(何ていう人の声あり)

13番(高橋秀昌君) 佐藤さんという人。何回も行ったけれども、会われなかったです。そう言っていました。そういうことです。あとどうぞ。私の一夜漬けの学習で答えられること。年金は面倒くさく載っているからね。

もしなければ追加的にお話しさせてもらいますと、公的年金の単年度収支状況というのが平成29年度、厚労省から出されたのがあります。そうすると、驚いたのは、前年度末の年金積立金の総合計は185兆8,241億円あるのだそうです。そして、その次の年の収入から支出を差し引くと3,113億円の黒字になって、合計すると年度末の積立金が198兆円あるのだそうです。結局のところ約200兆円のお金、およそ積み込まれている200兆円のこの原資はどこにあるのだということを調べたら、現在年金を受け取っている人たち、つまり団塊の世代を含めた年金を受け取っている人たちが若いときに将来安心して暮らせるようにとあって、積み立てた掛金の総トータルが約200兆円、今でいうと185兆円残っているわけです。実際国はこれにできるだけ手をつけないようにして法を変えたために、それを現役世代が掛けた掛金を我々年金世代に払うような仕組みにしてしまったらしいのです。そのために、現役世代は掛金はどんどん、どんどん上がる、国民健康保険税、国民年金でさえも一万五千幾ら月々払う。そういう形で現役世代も困る、それから年金世代も困っている。なぜ困るかという、当然のことですよね。戦後のベビーブームで生まれた年金を受けている人たちの数と、今の現役世代の数では明らかに現役世代が全体として少ないわけです。しかも、パートとか非正規雇用になれば年金の掛金がない。そういう中で、あたかも現役世代と年金世代が対立するような感じでなっているのだけれども、しっかりと原資は今年金を受け取っている人たちが、過去に払ったお金が少なくとも180兆円ものお金があるのだよと。ここのところに手をつけようとしなないというのは

問題ではないかというのが、これは年金者組合が言っているのではないです。私が調べて、年金者組合の言っている中身をよく分かっていないので、この範囲しか分からない。私が一夜漬けで調べてみたら、なるほどそういう仕組みがあるのかということがようやく分かったというのです。

以上終わり。

社会文教常任委員長（今井幸代君） 1点いいですか。

老齢基礎年金の支給額の改善ということで、これを実現していこうとなると、財源を一体どのように工面をしていくのかということに、ぶち当たってしまうと思うのです。今ほど積立金の話が高橋委員のほうから出たのですけれども、基本的に年金制度は積立制度ではなく賦課制度という制度の実態もありますし、積立金を安易に取り崩していくという部分もこれからを支える世代が減少していく中だと、非常に難しいものもあるのではないかなというふうに率直に思うのです。趣旨としては非常に理解できる反面、現役世代の一人とすると、なかなか財源問題をどのようにしていくのだろうという不安につながるなというのが率直な思いでもありますし、その辺りで何か組合員の皆さんたちで考えておられるところはあるのですか。

13番（高橋秀昌君） 組合は、いろいろ調べたけれども、組合自体がこういうふうに改善して、こうすればいいではないかと制度と違うために、こうすればよくなるというのがとうとう見つけれなかったのです。

それで、国が出した、厚生労働省が出したデータから考えると、1つは約200兆円あるお金というのは今の年金の皆さんに全部使うと10年分あるのだそうです。全部使った場合ですよ、100%、次から次へと出したときに10年分あるのだそうです。世界ではそんなにいっぱいためていないのだから。三、四年か五、六年しかためていないけれども、10年もためているのは発達した資本主義国の中では日本だけなのだそうです。私はこれを全部使いなさいという考え方よりも、国がどう考えているのか調べたら、これは今後20年間使わないのだというふうにもう固定してしまっているのだからね、年金には使わない。何に使うのだろうなと思って、ここは見えないのだけれども。

それで、ではどうすればいいのだということもあって見てみたら、年金学習というのがあって調べてみたら、1つはもう年金の掛金というのも国も出しているわけではないか、一定額。だから、さらに出しなさいというやり方ではなくて、今私が調べて分かったのは……ごめんね、一夜漬けで頭の中に全部入っていないので。今の年金の掛金というのは年収1,000万円の人、これは月収62万円に賞与が入るらし

いのですが、その人よりも年収が多くても、つまり年収2,000万円の人も年収1億円の人も保険料というのは、年間95万5,000円で打ち止めなのだ。私たちは収入が増えれば年金、掛金が増えるではないか。だけれども、実際には1,000万円を超えると2億円の年収ある人もみんな同じ95万5,000円の年金保険料を払えばいいのだ。だから、このところをもう少し、取りあえず健康保険並みに2,000万円まで掛金が上がるようにする、そうするだけで約1兆6,000億円の収入が出るのだそうです。でも、私たちもそうです。掛金いっぱい掛ければ、もらうときいっぱいもらえるではないか。そういうふうにしてしまうと、年金が一時的に1兆6,000億円入っても、そうすると高額所得者がいっぱいもらうわけだから、その点はアメリカのように何億もある富裕層は年金そんなにいっぱい出さないよという仕組みにするだけで大体差引き1兆円の黒字、収入を増やすことができるのだよというようなことが分かったので。それが正しいかどうかは分からないよ。一つの線として出てきた。そういうものを活用することによって、1つは収入を増やすと、もう一つは若手の人たちが年金掛金を掛けられる環境、何だかという正規職員化するとか、みんなパートで幾らももらっていないわけだから、そういうことをできるだけ正規職員を増やすことによって掛金が増えてくれば、そういうことで改善することで、より改善するのではないかということで、収入が上がるのではないかというようなことがありました。なるほどなと思って、大変一夜漬けで申し訳ないのですけれども、つまり収入をどうやって増やすかという点ではこれがいいなと思っていましたので、紹介させてもらいました。

とにかくこのままいくと、現役世代の人が今の制度では年金をこのままいくと、どんどん今の年金生活者も減らされる、それから掛金はどんどん増えていって、今の20代、30代の人も、あるいは40代の人も20年後にもらうときには今よりもはるかに少ない年金になるのだと、今の制度で。だから、そこを言うと今の制度を変えるしかないわけだけれども、年金者組合がそこまで言っていないのだ。そこは分かっているのだ、私も。年金者組合自体は。幾ら探してもそこは出ない。やはり政党と違うから、そこまでは出せないのだろうなと思っています。こんなところがいかがでしょう。

社会文教常任委員長（今井幸代君） ほかにご質疑よろしいでしょうか。

では、ないようですので、請願第2号に対する質疑は終了したいというふうに思います。

それでは、これより討論及び採決を行います。すみません、私も討論に参加を

させていただきたいなというふうに思いますし、そうすると委員長の委員会進行の議事ができないので、高橋委員も紹介議員でもありますし、恐らく討論に参加をされるのではないかとこのように思います、よろしいですか。

13番（高橋秀昌君） 反対討論があれば賛成討論しますし、みんなが賛成していただければ……

社会文教常任委員長（今井幸代君） すみません。そこでいうと、反対討論をさせていただく形になるので、そうすると委員長、副委員長両名ともが委員会の議事進行ができなくなるので、議会条例……一回休憩。

すみません。暫時休憩、ここで取りたいと思います。自席でお願いします。

午前11時50分 休憩

午前11時54分 再開

社会文教常任委員長（今井幸代君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これより討論に入ります。まず、請願第2号の採択に反対の方の討論を許します。

私のほうで本案件の討論を行いたいため、高橋副委員長と交代をいたします。

（委員長、副委員長と交代）

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） 委員長に代わって職務を行います。

それでは、請願第2号採択に反対の方の討論を許します。

社会文教常任委員長（今井幸代君） それでは、私はこの老齢基礎年金等の抜本的な改善を求める請願について反対の立場で討論をさせていただきます。

請願の趣旨は、老齢基礎年金の改善であります。年金受給者の方々の生活が厳しくなるばかりか、生活保護世帯の増加にもつながり、地域経済や地方財政にも負の影響を与えている、とにかく非常に年金が足りない、安心できる水準まで引き上げてほしいというようなことであろうというふうに捉えております。趣旨としてはおっしゃるとおりだろうというふうに思います。そのとおりだなというふうに思う部分もありますし、私自身も将来的には安心できる年金額をいただきたいなというふうに思います。不安なく老後を暮らしたい、そういった部分での思いは一緒であります。

しかしながら、一方、公的年金は医療介護保険等と同様に共助の象徴であるというふうにも捉えています。支え合いが出発点でございます。現在の受給者の皆さんたちは現役世代に支えられております。現役世代が受給者となるときは、次の世代

にお世話にならなければなりません。請願者の方々が提案される支給額の改善、これを実現するためには、具体的にどうしたらいいのだろうかというふうに考えていくと、年金保険料を上げるか、または国庫負担を増やしていくのか、積立金を取り崩していくのか、そういったことになるのであろうというふうに思います。請願書では、若者も高齢者も安心して老後を暮らせるようにというふうにあります。これら3つ、年金保険料を上げたりとか、国庫負担を増やすとか、積立金を取り崩していくということは、言葉を言い換えていけば、現役世代はもっと負担をしていこう、いけということにつながりかねないのではないかと。安心して老後を暮らせるようにというふうにはありますけれども、年金制度で言われている世代間格差というものも現在でも問題にされている部分もありますし、そういったところの不安をさらに大きく広げていくことにもつながりかねません。不安の払拭、生き中での幸福の追求というものは万人共通の思いではありますが、なかなか財源問題で道筋が見えない中、そして新型コロナウイルスの経済成長が停滞し、現役世代においては減収も非常に大きな問題となっております。こういった状況下だからこそ、また痛みを分かち合うということも必要なのではないかなというふうにも捉えています。請願趣旨は十分に理解はできるものの、現役世代、そしてその次の世代、またその先の世代も配慮していくことを考えると、今回の意見書の提出には慎重になるべきではないかという考えを申し上げて、反対討論とさせていただきます。

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） 本案件の討論を私が行いたいため、委員会条例第11条の規定により年長者の熊倉委員と委員長の職務を交代いたします。

（副委員長、委員長代行と交代）

社会文教常任委員長代行（熊倉正治君） では、高橋副委員長、討論だそうですので、代わって職務を行います。

それでは、請願第2号採択に賛成の討論をお願いします。

社会文教常任副委員長（高橋秀昌君） 私は、賛成の立場で討論に参加します。

請願者の請願項目は、若者も高齢者も安心して老後を暮らせるように、老齢基礎年金の支給額を改善することの1項であります。恐らくこの背景には複雑な国の制度等もある中で、若者がこれ以上大きな負担をし、さらに若者が高齢者になったときにも安心して暮らせる年金をつくってほしいということだと思えます。

そこで、私は公的年金の単年度の収支状況を見ましたら、何と185兆円ものお金がため込まれていることが分かりました。これは大抵現在の年金生活者に合わせると10年分なのだそうでもあります。もちろんこれを全部使えという立場ではありません

が、しかし現在年金受給者の方々は若いときに、「将来おまえたちがこれを出していれば、安心して暮らせる年金もらえるんだぞ」と言って、ためてきたのが約200兆円なのです。これを今後20年間も使わないという国の方針自体が首をかしげます。しかも、今の現役世代の方々に今の高齢者の皆さんの年金を支出させるということは、極めて少子化の中、また正職員が極めて少ない中で、それ自体が無理だと考えます。このところは国が抜本的に制度を改善をして、若者にも将来ちゃんと十分な年金をもらえる、現在の高齢者の人たちも少しでも年金が改善される、こういう政策をつくっていくことが必要だと考え、この年金者組合が提出した請願に賛成の態度といたします。

以上です。

社会文教常任委員長代行（熊倉正治君） 今チャイムが鳴りましたが、議事終了まで継続しますので、お願いします。

ほかにありませんね。

では、なければ討論は終結したいと思います。

それでは、これより請願第2号の採決を行います。

本案は起立採決といたします。

本請願を採択すべきものと決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

社会文教常任委員長代行（熊倉正治君） 起立多数であります。よって、請願第2号は採択と決定をしました。

ありがとうございました。

では、意見書が出ますので、暫時休憩します。

（意見書配付）

午後零時02分 休 憩

午後零時03分 再 開

（委員長代行、委員長と交代）

社会文教常任委員長（今井幸代君） 会議を再開いたします。

それでは、意見書の内容についてはこれでよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

社会文教常任委員長（今井幸代君） それでは、異議ありませんので、この意見書の内容で本会議に提案いたします。

それでは、これもちまして本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

以上で閉会といたします。大変ご苦労さまでございました。

午後零時04分 閉 会

田上町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和2年12月16日

社会文教常任委員長 今 井 幸 代

社会文教常任副委員長 高 橋 秀 昌

社会文教常任委員長代行 熊 倉 正 治